

○個人情報保護事務の手引

【注意点】

個人情報保護法は、民間事業者に関する規定、行政機関等に関する規定、個人情報保護委員会に関する規定等、様々なものが混在しているため、この手引においては県の機関に係る規定のみ取り上げる。

また、事務分類の都合上、必ずしも条順に並んでいない箇所がある。

【凡例】

「法」	個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号)
「政令」	個人情報の保護に関する法律施行令 (平成 15 年 12 月 10 日政令第 507 号)
「規則」	個人情報の保護に関する法律施行規則 (平成 28 年 10 月 5 日個人情報保護委員会規則第 3 号)
「細則」	個人情報の保護に関する法律施行細則 (令和 5 年栃木県規則第 5 号)
「旧条例」	栃木県個人情報保護条例 (平成 13 年栃木県条例第 3 号)
「委員会」	個人情報保護委員会

総則

第2条 定義

第1項 個人情報

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

〔趣旨〕

本項は、この法律における個人情報の定義を定めたものである。

〔解釈〕

1 「生存する」とは、死者に関する情報を含まない趣旨である。

ただし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当する。また、この場合、当該情報は開示請求等の対象となる。

2 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

法人等の団体は「個人」に該当しないため、法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない（ただし、役員、従業員等に関する情報は個人情報に該当する。）。

なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。

3 「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、生年月日、住所、電話番号等、当該情報から直接的に特定の個人が識別できるもの、及び当該情報からは直接的に特定の個人を識別することはできないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報をいう。

4 「他の情報と容易に照合することができ」とは、行政機関等の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であつて照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると考えられる。

5 「電磁的記録」とは、磁気テープ、光ディスクその他再生機器等を用いなければ、人の知覚によって内容が直接認識できない方式で記録された一切のものをいい、映像データ、音声データも含む。また、「音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項」が含まれるため、モールス信号のように音で表示されたり、手話のように動作で表示される場合も含み、また、映像、指紋、筆跡等により特定の個人を識別できる場合も、「その他の記述等」に含まれる。なお、個人識別符号については、第2号に規定されているため、本号からは除かれている。

第2項 個人識別符号

- 2 この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

〔趣旨〕

本項は、この法律における個人識別符号の定義を定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「個人識別符号」とは、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該個人を識別することができるもの及び個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもののうち、政令で定められたものをいう。
- 2 政令で規定されている「個人識別符号」に該当するものは、以下のとおりである。
 - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号等
次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した符号等であって、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの（括弧内は、変換した符号等を記載している。）
 - ① 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列（遺伝子情報）
 - ② 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌（顔認識データ）
 - ③ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様（虹彩認識データ）
 - ④ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化（音声認識データ）
 - ⑤ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様（歩行認識データ）
 - ⑥ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状（静脈認証データ）
 - ⑦ 指紋又は掌紋（指紋（掌紋）認識データ）
 - ⑧ 組合せ（①から⑦までに掲げるものから抽出した特徴情報を、組み合わせ、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの）
 - (2) 対象者ごとに異なるものとなるように、個人に発行されるカードや書類等に付される符号等（抜粋、主なもの）
 - ① 旅券の番号（旅券法（昭和 26 年法律第 267 号）第 6 条第 1 項第 1 号）
 - ② 基礎年金番号（国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 14 条）

- ③ 運転免許証の番号（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号）
- ④ 住民票コード（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号）
- ⑤ 個人番号（番号利用法（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 号）
- ⑥ 国民健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- ⑦ 後期高齢者医療制度の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- ⑧ 介護保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

第3項 要配慮個人情報

3 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

〔趣旨〕

本項は、この法律における要配慮個人情報の意義を明らかにしたものである。

〔解釈〕

1 「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の(1)～(11)までの記述が含まれる個人情報をいう。（なお、詳細は、個人情報保護委員会作成の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」参照）

なお、次の情報を推知させる情報に過ぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）は、要配慮個人情報には含まない。

(1) 人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種に含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。

(2) 信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。

(3) 社会的身分

ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。

(4) 病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。

(5) 犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。

(6) 犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。犯罪とは、具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

(7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の規則で定める心身の機能の障害があること。

次の①から④までに掲げる情報をいう。この他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報（例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたこと）も該当する。

① 「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報

- ② 「知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害」があることを特定させる情報
 - ③ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）があることを特定させる情報
 - ④ 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報
- (8) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果

疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。

具体的な事例としては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づいて行われた健康診断の結果、同法に基づいて行われたストレスチェックの結果、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づいて行われた特定健康診査の結果などが該当する。また、法律に定められた健康診断の結果等に限定されるものではなく、人間ドックなど保険者や事業主が任意で実施又は助成する検査の結果も該当する。さらに、医療機関を介さないで行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれる。なお、健康診断等を受診したという事実は該当しない。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。

- (9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

「健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導が行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。具体的な事例としては、労働安全衛生法に基づき医師、保健師、管理栄養士により行われた保健指導の内容、同法に基づき医師により行われた面接指導の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医師、保健師、管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当する。また、法律に定められた保健指導の内容に限定されるものではなく、保険者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容も該当する。なお、保健指導等を受けたという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により診療が行われたこと」とは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば診療記録等がこれに該当する。また、病院等を受診したという事実も該当する。

「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、薬局、その他の医療を提供する施設において調剤の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、薬剤師（医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合も含む。）が知り得た情報全てを指し、調

剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は該当しない。

- (10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。（犯罪の経歴を除く。）

本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当する。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これには該当しない。

- (11) 本人を少年法（昭和 23 年法律第 168 号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。（犯罪の経歴を除く。）

本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。

第4項 本人

4 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

〔趣旨〕

本項は、この法律における本人の意義を明らかにしたものである。

第5項 仮名加工情報

- 5 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

〔趣旨〕

本項は、この法律における仮名加工情報の意義を明らかにしたものである。

〔解釈〕

- 1 「他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができない」とは、加工後の情報それ自体により特定の個人を識別することができないような状態にすることを求めるものであり、当該加工後の情報とそれ以外の他の情報を組み合わせることによって特定の個人を識別することができる状態にあることを否定するものではない。
- 2 「復元することのできる規則性を有しない方法」とは、置き換えた記述等から、置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法である。
- 3 法第2条第1項第2号に該当する「個人識別符号が含まれる」個人情報の場合、当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除する措置を講じた上で、まだなお法第2条第1項第1号に該当する個人情報であった場合には、同号に該当する個人情報としての加工を行う必要がある。

第6項 匿名加工情報

- 6 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

〔趣旨〕

本項は、この法律における匿名加工情報の意義を明らかにしたものである。

〔解釈〕

- 1 「特定の個人を識別することができない」とは、あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を行政機関等が通常の方法により特定することができないような状態にすることを求めるものである。
- 2 「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」とは、通常の方法では、匿名加工情報から匿名加工情報の作成の元となった個人情報に含まれていた特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を特定すること等により、匿名加工情報を個人情報に戻すことができない状態にすることをいう。これは、あらゆる手法によって復元することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を行政機関等が通常の方法により復元することができないような状態にすることを求めるものである。
- 3 「削除すること」とは、「当該一部の記述等」又は「当該個人識別符号」を「復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む」とされている。
- 4 「復元することのできる規則性を有しない方法」とは、置き換えた記述から、置き換える前の特定の個人を識別することとなる記述等又は個人識別符号の内容を復元することができない方法である。
- 5 「匿名加工情報」は、個人情報該当性が認められないため、行政機関等においても、一般的な個人情報としての保護に関する規定が適用されないこととなるが、法第5章において「匿名加工情報」の安全性を担保するための規律として、識別行為の禁止等の規律が設けられている。
- 6 「統計情報」は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものである。したがって、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、法における「個人に関する情報」に該当するものではないため、法の適用の対象外となる。

第7項 個人関連情報

7 この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

〔趣旨〕

本項は、この法律における個人関連情報の意義を明らかにしたものである。

〔解釈〕

- 1 「個人に関する情報」とは、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報である。「個人に関する情報」のうち、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは、個人情報に該当するため、個人関連情報には該当しない。
- 2 「統計情報」は、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当するものではないため、個人関連情報に該当しない。

第 11 項 行政機関等

- 11 この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。
(2) 地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第 3 章及び第 69 条第 2 項第 3 号を除き、以下同じ。）

〔趣旨〕

本項は、この法律の適用対象となる「行政機関等」の範囲を定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「地方公共団体の機関」とは、地方自治体の執行機関等をいい、本県においては、知事、教育委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、選挙管理委員会、内水面漁場管理委員会、収用委員会、公安委員会、警察本部長をいう。
- 2 現在、本県においては公営企業管理者が置かれておらず、地方公営企業法第 8 条第 2 項の規定により管理者の権限は知事が行うこととなっているため、知事には、いわゆる執行機関としての地方公共団体の長である知事の外、地方公営企業の管理者の権限を行う知事も含まれる。
- 3 本号において、議会を除くこととされているが、次の規定においては、議会を含む。
 - ・国及び地方公共団体の責務等を定める規定（法第 2 章）
 - ・個人情報の保護に関する施策等を定める規定（法第 3 章）
 - ・行政機関等が利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供することができる事由として地方公共団体の機関に提供する場合について定める規定（法第 69 条第 2 項第 3 号）なお、本号により、議会は法の対象外となるため、栃木県議会では「栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」を定めている。

第 60 条 定義

第 1 項 保有個人情報

第 60 条 この章及び第 8 章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第 8 章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、（中略）地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第 2 条第 2 項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。

〔趣旨〕

本項は、この法律の第 5 章（行政機関等の義務等）及び第 8 章（罰則）における保有個人情報の意義を明らかにしたものである。

〔解釈〕

- 1 「行政機関等の職員」とは、地方公務員法第 3 条第 1 項に規定する一般職及び特別職の地方公務員をはじめとした地方公共団体の機関の職員並びに地方独立行政法人法第 12 条及び第 20 条に規定する地方独立行政法人の役員及び職員等であり、常勤及び非常勤いずれの者も含む。
- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関等の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。
- 3 「職務」とは、職員が、法令、条例、規則、規程、訓令等により、与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいい、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する事務（第 1 号法定受託事務）及び同法第 180 条の 2 又は第 180 条の 7 により、行政機関等が受任し、又は補助執行している事務に関するものも含まれる。
- 4 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。したがって、職員個人の検討段階にある文書や、職員が記憶しておくべき事項を個人的に記録したメモに記録されている個人情報などは含まれないが、こうした文書であっても、組織的な検討を付したり、組織の供覧に付した後はこれに該当する。具体的には、知事部局であれば、本庁課室長又は出先機関の長が記録された内容を了知しているものはすべて該当するほか、それ以下の職位にある職員が専決又は代決により処理した文書、あるいは、事務処理の結果を記録した各種の台帳等も該当する。作成又は取得された文書が組織的に用いるものといえるかについては、文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、保存の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うことになる。
- 5 「行政機関等が保有している」とは、職務上作成し、又は取得した個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、行政機関等が個人情報をクラウドサービス上で利用しており、物理的には当該個人情報が当該クラウドサービスを提供する事業者の管理するサーバ上に保管されている場合であっても、これに含まれ得る一方、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合には、保有しているとはいえない。また、保存年限が到来したものであっても、廃棄の手続が執られていない場合には、保有しているといえる。

- 6 地方公共団体等行政文書とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているものをいう。記録媒体の種類は問わない。
- 7 「行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるもの」とは、次のものをいい、これらは行政文書等の対象から除かれている。
- ① 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - ② 公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設として地方公共団体の長が指定する施設において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（詳細は、情報公開法施行令第16条参照）
- 8 「官報、公報、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」とは、市販するために作成される出版物等をいい、現に市販されているもののほか、過去において市販されていたもの、市販するために編集途中にある文書等将来市販されることが確実なものを含む。
- 9 「記録されているものに限る」とは、個人情報には、紙等の媒体に記録されたものとそうでないもの（口頭によるもの等）があるが、法の規律を安定的に運用するためには、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要があり、文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されていることを前提とする趣旨である。したがって、職員が単に記憶しているにすぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。

〔運用〕

解釈7②に該当する施設の主なものは、次のとおりである。

- ・ 栃木県立図書館
- ・ 栃木県立足利図書館
- ・ 栃木県立美術館
- ・ 栃木県立博物館
- ・ 栃木県立文書館
- ・ 県民プラザ

第2項 個人情報ファイル

- 2 この章及び第8章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

〔趣旨〕

本項は、この法律の第5章（行政機関等の義務等）及び第8章（罰則）における個人情報ファイルの意義を明らかにしたものである。

個人情報ファイルは、利便性の高いものであり、迅速な行政サービスを提供する上でも有用であるが、一方で、その管理が適切に行われなければ、個人の権利利益を侵害するおそれが高くなることから、法では、個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条）並びに罰則（法第176条）において、「個人情報ファイル」を規律対象とする規定が設けられている。

第1号関係

〔趣旨〕

本号は、電子計算機処理に係る個人情報ファイルについて規定するものである。

〔解釈〕

- 1 「一定の事務」とは、個人情報ファイルを保有する行政機関等の所掌事務又は業務の一部又は全部であって、その個人情報ファイルの作成目的となる特定の事務又は業務をいう。
- 2 「体系的に構成したもの」とは、一定の基準に基づいて個人情報が集められたものをいう。例えば、1つの事務あるいは事務内のある機能専用として完結したものであって、ファイルの使用目的のために、記録項目の内容、配列等が体系的に整備されている個人情報からなる集合物をいう。また、そのような集合物が複合されたものであって、多目的のファイルとして管理し、複数業務に利用するため、個々の集合物が一体的にあるいは相互に関連して利用されることにより、全体として多様な事務に用いられているものも含まれる。

第2号関係

〔趣旨〕

本号は、個人情報が記録された書面やカード等、いわゆるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルについて規定するものである。

〔解釈〕

- 1 「特定の保有個人情報を容易に検索できる」とは、探そうとする個人情報が直ちに検索できることをいう。例えば、個人情報が記録された書面を、人名が容易に検索できるように五十音順に配列して保管している場合（診療録や指導要録等）が該当する。
- 2 個人情報が記載された申請書や届出書等を単に受付順に綴っている場合や、申請者一覧表を受付順に作成している場合は、これに該当しない。

第3項 行政機関等匿名加工情報

- 3 この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に（中略）地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。
- (1) 第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。
- (2) 行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（（中略）情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。
- イ 当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
- ロ 行政機関情報公開法第13条第1項若しくは第2項、独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。
- (3) 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。

〔趣旨〕

本項は、法第5章（行政機関等の義務等）における行政機関等匿名加工情報の意義を明らかにしたものである。

〔解釈〕

本項第3号に該当するかどうかは、個別に判断することになるが、具体的には以下のもの等が考えられる。

- ① 加工可能な状態とするために多大な作業を要するもの（電子計算機処理されていないマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルであって、多大な作業が必要なもの等）
- ② 行政機関等匿名加工情報の作成のためには情報システムの運用を長期間停止する必要がある等適正かつ円滑な運営ができなくなるもの
- ③ 情報システムの仕様上、電磁的記録としての出力が不可能であるもの
- ④ 情報公開請求があったとしたならば部分開示をすることは可能ではあるが、加工できる箇所が一の情報項目の内容に限られる等極めて限定的であり、かつ、情報公開請求した場合に、当該情報項目の内容が開示されるため、情報公開請求すれば足り、行政機関等匿名加工情報の提案の募集を行う実質的意義がなく、提案の募集対象とすることで非効率な行政運営となるもの

第4項 行政機関等匿名加工情報ファイル

4 この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合体であつて、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

〔趣旨〕

本項は、法第5章（行政機関等の義務等）における行政機関等匿名加工情報ファイルの意義を明らかにしたものである。

〔解釈〕

「特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」とは、紙媒体の情報の記述等の一部を加工した行政機関等匿名加工情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によつても容易に検索可能な状態に置いているものをいう。

ただし、紙媒体の個人情報ファイルを加工して、行政機関等匿名加工情報ファイルとして提供することは、加工することができる状態にするための負担が大きく一般的には法第60条第3項第3号に該当しないと考えられる。

第5項 条例要配慮個人情報

5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

〔趣旨〕

地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても、法第2条第3項に規定する要配慮個人情報の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは別に、条例において上記の記述等を規定することができる。なお、本県では、条例要配慮個人情報を定めていない。

〔解釈〕

- 1 条例要配慮個人情報となる記述等を条例で規定する場合であっても、当該条例要配慮個人情報に係る条例の規定は、当該条例を定めた地方公共団体及び当該地方公共団体が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報にのみ適用されることとなる。
- 2 条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に照らしできない。
- 3 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならない（法第68条第1項及び規則第43条第5号）。

個人情報等の取扱い

第 61 条 個人情報保有の制限等

第 61 条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第 66 条第 2 項第 3 号及び第 4 号、第 69 条第 2 項第 2 号及び第 3 号並びに第 4 節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

〔趣旨〕

本条第 1 項及び第 2 項は、行政機関等は、法令で当該行政機関等が行うことができるとされる具体的な所掌事務又は業務の遂行に必要な限度でのみ個人情報を保有することができること、個人情報を保有するに当たり利用目的をできる限り特定し、その達成に必要な範囲内で個人情報を保有しなければならないことを定めたものである。

また、第 3 項は、利用目的が無限定に変更されることになれば、利用目的を特定した実質の意味は失われることから、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、利用目的を変更することができることを定めたものである。

〔解釈〕

1 「法令」には、条例が含まれるほか、法令に基づき定める規則等が含まれる。

2 「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り」とは、個人情報の保有が、所掌事務又は業務のうち、当該個人情報を保有することによって遂行しようとする具体的な事務又は業務の遂行に必要な場合に限り許容されることを意味する。

3 「その利用目的をできる限り特定」とは、個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的、個別的に特定することを求める趣旨であり、利用目的の特定の程度を行政機関等の恣意的判断に委ねるものではない。また、利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものでなければならない。

4 「相当の関連性を有する」とは、当初の利用目的からみて、変更後の利用目的を想定することが困難でない程度の関連性を有することをいう。

5 「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨であり、行政機関等の恣意的な判断による変更を認めるものではない。例えば、許認可の審査のために提出された申請書を当該許認可に係る統計作成の目的で利用する場合には、「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」に該当する。

〔運用〕

1 特定した利用目的については、保有個人情報の開示を行う場合に開示請求者に対して通知しなければならないことから、適切に整理する必要がある。

2 目的外利用又は提供が恒常的に行われる場合は、本項に基づく利用目的の変更に該当し、臨時的に行われる場合は、法第 69 条第 2 項の規定に基づく目的外利用又は提供に該当する。なお、目的外利用又は提供を恒常的に行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用又は提供が可能となるように利用目的を設定しておく必要がある。

第 62 条 利用目的の明示

第 62 条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

〔趣旨〕

本条は、本人が書面に記載等することによって提出するものは、その多くが行政機関等における事務の運営の基礎資料として利用されることになると考えられることから、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、特に利用目的を明示することを定めたものである。

また、利用目的の明示を義務付けることが適当でない場合や利用目的が明らかである場合にまで、一律にあらかじめ利用目的を明示することは合理的でないため、適用除外についても定めている。

〔解釈〕

- 1 「直接」とは、本人と行政機関等が直接的な応答関係があることをいい、窓口等で対面している場合がその典型である。
- 2 「書面」には電磁的記録も含むため、CD-R 等の電子媒体に記録された個人情報を本人から取得する場合も含まれる。また、行政機関等が管理するホームページの画面上で個人情報を入力し、当該入力内容を行政機関等に送信する場合も含まれる。
- 3 利用目的の明示の方法としては、申請書等の様式にあらかじめ記載しておくなどの方法のほか、窓口における掲示や口頭による方法も考えられるが、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要である。
- 4 行政機関等に対して一方的に個人情報をその内容に含む書面が送りつけられてきたような場合には、そもそも「あらかじめ」利用目的を明示することが不可能であり、そのような場合についてまで「あらかじめ」利用目的を明示しなければならない義務を課すものではない。

第 1 号関係

〔趣旨〕

本号は、本人又は第三者の生命、身体又は財産を保護するための個人情報の取得であって、利用目的を明示する時間的余裕がない場合に、適用を除外したものである。

〔解釈〕

「緊急」とは、災害その他これに類する事象による人の生命、身体又は財産への危難を避けるため又は除去するため本人から個人情報を取得する時間的な余裕のないことをいう。なお、災害その他これに類する事象には、地震等の自然現象によるもののほか、犯罪、事故等人為的事象を含む。

第2号関係

〔趣旨〕

本号は、利用目的を明示することにより、本人又は第三者の不利益になる場合や、結果として本人又は第三者に損害を与えるおそれがある場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用を除外したものである。

〔解釈〕

- 1 「生命、身体、財産」は権利利益の例示である。
- 2 本号に該当する場合としては、不治の病気の治療目的に必要な個人情報を本人から取得するために利用目的を本人に明示することにより、病名を本人に推測され、結果として病名を告知したのと同じ結果を招いて、その後の治療に支障を及ぼすおそれがある場合が考えられる。

第3号関係

〔趣旨〕

本号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、公共の利益が損なわれるおそれがあり、このような場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用除外としたものである。

〔解釈〕

- 1 「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかについては、事務又は事業の内容は多様であるため、一般的な基準を定めることは困難であり、社会通念により個別的に判断せざるを得ないが、恣意的な判断は行うべきではない。
- 2 具体的には、利用目的を明示することにより、以後の個人情報の取得が困難になる場合、適正な判断・評価に支障を及ぼす場合、被疑者の逃亡、証拠隠滅につながる場合などが想定される。

第4号関係

〔趣旨〕

個人情報が取得される状況からみて利用目的が明らかである場合は、本人が利用目的を確認するための措置をあえて講ずる必要性が認められないと考えられることから、適用除外とされている。

〔解釈〕

- 1 「取得の状況からみて利用目的が明らか」とは、客観的にみて明らかであることが必要である。書面に記入する者が専門的な知識を有しており、利用目的を認識し得たとしても、このような場合まで適用除外とする趣旨ではない。
- 2 具体的な利用目的が明らかである場合としては、特定の許認可申請を行うため、本人が自己の個人情報を記載した申請書を行政機関等に提出する場合等が考えられる。
ただし、その場合でも行政機関等が当該許認可申請の事務処理のみに当該個人情報を取り扱うことが前提であり、それを超えた取扱いを予定している場合は、それ自体が客観的に明らかとは言えないと考えられるので、その場合は利用目的を明示する義務があると考えられる。

第 63 条 不適正な利用の禁止

第 63 条 行政機関の長（第 2 条第 8 項第 4 号及び第 5 号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第 174 条において同じ。）
、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

〔趣旨〕

本条は、行政機関の長等は、個人情報の適正な取扱いに対する国民等の信頼確保の観点から、個人情報を不適正に利用してはならないことを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「違法又は不当な行為」とは、個人情報保護法その他の法令に違反する行為や、直ちに違法とはいえないものの、個人情報保護法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する行為等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。
- 2 「おそれ」の有無は、行政機関の長等による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における行政機関等の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、行政機関等が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該行政機関等が一般的な注意力をもってしても予見することができない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。

第 64 条 適正な取得

第 64 条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

〔趣旨〕

本条は、行政機関の長等が個人情報を取得するに当たっては、不正な手段により取得してはならないことを定めたものである。

〔解釈〕

「不正の手段」とは、法令に違反する手段や社会通念上適正とは認められない手段をいう。

具体例としては、行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない個人情報を提供するよう強要し、これを取得する場合等が考えられる。

第 65 条 正確性の確保

第 65 条 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

〔趣旨〕

本条は、誤った個人情報の利用により、誤った評価・判断が行われることを防止するため、保有個人情報の正確性の確保について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「利用目的の達成に必要な範囲内」とは、利用目的によっては、過去の一定時点の事実のみで足りる場合、現在の事実のみを必要とする場合、過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合等があり得ることから、利用目的に応じて、必要な範囲内で正確性を確保することをいう。
- 2 評価・判断は、個人情報の内容だけでなく、様々な要素を総合的に勘案してなされる。したがって、本条における正確性の確保の対象は「事実」にとどまり、評価・判断の内容そのものには及ばない。なお、評価・判断の内容そのもの単体は「事実」に含まれないが、「個人Aが〇〇と評価・判断された」、「評価者Bが〇〇と評価・判断した」という情報は「事実」に含まれる。
なお、本条の規定に基づき保有個人情報に記録されている「事実」について訂正を行った結果として、「評価・判断の内容」が変更されるといったことはあり得る。

第 66 条 安全管理措置

第 66 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第 58 条第 1 項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

(4) 第 58 条第 2 項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であつて政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

〔趣旨〕

- 1 第 1 項は、行政機関の長等が保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる義務を定めたものである。
- 2 第 2 項は、委託を受けた者や指定管理者等についても、行政機関の長等と同様の安全管理措置を講ずる義務があることを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 行政機関等が安全管理のための措置を講じる対象は、「保有個人情報」であり、個人情報ファイルだけではなく、散在情報も含めて安全管理措置を講じる必要がある。
- 2 「個人情報の取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、行政機関等が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人情報の入力、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。

〔運用〕

- 1 「安全管理のために必要かつ適切な措置」としては、次のようなものが考えられる。
 - (1) 組織及び内部管理規程の整備、担当者の研修等の意識啓発その他の管理的保護措置
 - (2) パスワードの設定等電子計算機処理に伴うアクセスの制御、アクセス者の識別と認証、データの暗号化その他の技術的保護措置
 - (3) 個人情報を管理している施設への第三者の立入制限、施錠された書庫等における個人情報の保管その他の物理的保護措置なお、適正な管理のための具体的な措置としては、「知事の保有する個人情報等の適正管理要綱」を定めている。
- 2 第 2 項各号に掲げられた者が個人情報取扱事業者（法第 16 条第 2 項）に該当する場合には、行政機関等と同様に安全管理措置を講ずべき義務を負うことに加えて、個人データに関する安全管理措置を講ずべき義務（法第 23 条）も負うこととなる。なお、安全管理措置を講ずべき義務以外の個人データの取扱い等に係る規律（法第 4 章第 2 節等）も当然に適用される。
- 3 契約書等の必要な事項の記載については、「栃木県個人情報取扱事務委託基準」（平成 17 年 8

月 12 日総務部長通知) を参照し、委託事務等の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を削除するものとする。

- 4 第 2 項各号に定める業務に従事している者又は従事していた者については、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせるなどしてはならないとする義務規定が適用されるとともに（法第 67 条）、行政機関の職員等と同様の罰則規定の一部が適用される（法第 176 条及び第 180 条）。このため、委託契約の締結や指定管理者の指定に当たっては、当該罰則規定が適用される旨を周知する必要がある。

第 67 条 従事者の義務

第 67 条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第 2 項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第 176 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

〔趣旨〕

本条は、個人情報の取扱いに従事する者又は従事していた者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に利用してはならないことを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「行政機関等の職員」とは、地方公務員法第 3 条第 1 項に規定する一般職及び特別職の地方公務員をはじめとした地方公共団体の機関の職員並びに地方独立行政法人法第 12 条及び第 20 条に規定する地方独立行政法人の役員又は職員等であり、常勤又は非常勤いずれの者も含む。
- 2 「職員であった者」とは、「行政機関等の職員」が行政機関等を退職、失職若しくは免職により離職した者又は行政機関等以外に転出若しくは出向した者をいう。
- 3 「派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。
- 4 「知り得た個人情報」とは、個人の秘密であるか、すなわち秘匿性のあるものか、まだ知られていないものであるかを問わない。その対象は、電子計算機処理されている個人情報か否かも問わない。また、本条では、単に「個人情報」とし、「保有個人情報」としていない。これは、組織としての利用又は保有に至らず、行政文書等に記録されないような個人情報であっても、適切に取り扱う必要があるからである。
- 5 「みだりに他人に知らせ」とは、正当な理由なく個人情報の内容を他人に知らせることをいう。
- 6 「不当な目的に利用」とは、例えば、自己又は他人の私的利益のために個人情報の内容を利用する場合その他の正当性を欠く目的のために個人情報の内容を利用することをいう。

〔運用〕

- 1 本条と地方公務員法上の守秘義務との関係
本条に違反した者が行政機関等の職員である場合は、懲戒処分の適用があり得る（地方公務員法第 29 条）。また、個人の秘密を漏らした場合は、守秘義務違反による罰則（地方公務員法第 34 条及び第 60 条等）の適用があり得る。
- 2 本条と委託契約との関係
本条に違反した者が行政機関等からの委託業務の従事者である場合は、行政機関等との委託契約の内容に基づき、契約の解除事由になり得る。委託元となる行政機関等においては、委託契約において、本条に違反した場合の報告、契約の解除等、必要な内容を規定することが求められる。
- 3 本条と法に規定する罰則との関係
個人情報の不適正な取扱いをしたこれらの行政機関等の職員や委託業務の従事者（過去に職員であった者及び従事者であった者も含む。）については、第 176 条及び第 180 条に規定する罰則が適用され得る。

第 68 条 漏えい等の報告等

第 68 条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第 78 条第 1 項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

第 1 項関係

〔趣旨〕

本項は、行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい等その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものが生じたときは、当該事態が生じた旨を委員会に報告しなければならないことを定めたものである。

〔解釈〕

1 保有個人情報の「漏えい」とは、保有個人情報が外部に流出することをいう。

【保有個人情報の漏えいに該当する事例】

- ① 保有個人情報を含む書類やメールを第三者に誤送付した場合
- ② 複数の外部関係者宛のメールにおいて、送信設定を「BCC」とすべきところを誤って「CC」としたため、受信した外部関係者において別の外部関係者のメールアドレス（保有個人情報に該当するもの）を認識できる状態となった場合
- ③ インターネット上で保有個人情報の閲覧が可能な状態となっていた場合
- ④ 保有個人情報が記載又は記録された書類・媒体等が盗難された場合
- ⑤ 不正アクセス等により第三者に保有個人情報を含む情報が窃取された場合
- ⑥ 開示請求を受け、本来は不開示とすべき第三者の保有個人情報を誤って開示した場合

2 保有個人情報の「滅失」とは、保有個人情報の内容が失われることをいう。

【保有個人情報の滅失に該当する事例】

- ① 保有個人情報が記録された帳票等を誤って廃棄した場合
- ② 保有個人情報が記載・記録された書類・媒体等を当該行政機関等の内部で紛失した場合
なお、①及び②の場合であっても、その内容と同じ情報が行政機関等において他に保管されている場合や行政機関等が正当な理由により保有個人情報を削除する場合は、滅失に該当しない。

3 保有個人情報の「毀損」とは、保有個人情報の内容が意図しない形で変更されることや、内容を保ちつつも利用不能な状態となることをいう。

【個人データの毀損に該当する事例】

- ① 保有個人情報の内容が改ざんされた場合
- ② 暗号化処理された保有個人情報の復元キーを喪失したことにより復元できなくなった場合
- ③ ランサムウェア等により保有個人情報が暗号化され、復元できなくなった場合

なお、②及び③の場合であっても、その内容と同じ情報が行政機関等において他に保管されている場合は毀損に該当しない。

- 4 報告対象事態における「おそれ」については、その時点で判明している事実関係に基づいて個別の事案ごとに蓋然性を考慮して判断することになる。漏えい等が発生したおそれについては、その時点で判明している事実関係からして、漏えい等が疑われるものの漏えい等が生じた確証がない場合がこれに該当する。
- 5 法に基づく報告を要するのは、次の①から⑤までの保有個人情報の漏えい等が発生又は発生したおそれがある事態である。
 - ① 要配慮個人情報を含む
 - ② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある
 - ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある
 - ④ 保有個人情報に係る本人の数が 100 人を超える
 - ⑤ 条例要配慮個人情報を含む（本県では条例要配慮個人情報を定めていない）

〔運用〕

本県においては、個人情報の漏えい等が発生した場合、担当課は CSIRT（行政改革 ICT 推進課）に報告することになっており、本条に基づく報告は、CSIRT が行う。

（詳細は、「情報セキュリティインシデントに係る危機管理マニュアル」参照）

第 2 項関係

〔趣旨〕

本項は、行政機関の長等は、委員会への報告対象となる事態が生じた場合には、原則として、本人に対し、当該事態が生じた旨を通知しなければならないことを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「本人への通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び保有個人情報の取扱状況に応じ、通知すべき内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。具体的には、文書の送付や電子メールを送信する等が考えられる。
- 2 「困難な場合」とは、保有する個人情報の中に本人の連絡先が含まれていない場合や連絡先が古いために通知を行う時点で本人へ連絡することができない場合等をいう。
- 3 「代わるべき措置」とは、事案を公表することや問合せ窓口を用意してその連絡先を公表し、本人が自らの保有個人情報が対象となっているか否かを確認できるようにすること等をいう。
なお、公表すべき内容は、個別の事案ごとに判断されるが、本人へ通知すべき内容を基本とする。
- 4 本人へ通知すべき事項については、漏えい等報告における報告事項のうち、「概要」、「漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目」、「原因」、「二次被害又はそのおそれの有無及びその内容」及び「その他参考となる事項」に限られている。
- 5 行政機関の長等は、委員会への報告対象となる事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、本人への通知を行わなければならない（規則第 45 条）。
- 6 「当該事態の状況に応じて速やかに」とは、速やかに通知を行うことを求めるものであるが、具体的に通知を行う時点は、個別の事案において、その時点で把握している事態の内容、通知を行うことで本人の権利利益が保護される蓋然性、本人への通知を行うことで生じる弊害等を勘案

して判断する。したがって、本人へ通知すべき事項が全て判明するまで本人への通知をする必要がないというものではない。

- 7 本人への通知は、本人の権利利益を保護するために必要な範囲において行うものである。そのため、通知によって被害が拡大するおそれがある場合には、その時点で通知を要するものではないが、そのような場合であっても、当該おそれがなくなった後は、速やかに通知する必要がある。なお、当初報告対象事態に該当すると判断したものの、その後実際には報告対象事態に該当していなかったことが判明した場合には、本人への通知は不要である。

〔運用〕

本条に基づく通知は、担当課が行う。

（「情報セキュリティインシデントに係る危機管理マニュアル」参照）

第 69 条 利用及び提供の制限

- 第 69 条** 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

第 1 項関係

〔趣旨〕

本項は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することについて、法令等の規定があるときを除き、原則として禁止することを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「利用」とは、個人情報を保有する行政機関等の内部において当該個人情報を使用することをいう。例えば、知事部局の経営管理部で保有する個人情報を、総合政策部において使用する場合が該当する。
- 2 「提供」とは、個人情報を保有する行政機関等が当該行政機関等以外のものにその情報を渡すことをいう。例えば、知事部局の経営管理部で保有する個人情報を、他の行政機関等（教育委員会、国、市町等）に渡す場合が該当する。
- 3 「法令」には、法律及び法律に基づいて制定される各種の政令、府省令等が含まれるが、行政機関の長等が所管の機関又は職員に対して命令又は示達を行うための内部的な訓令若しくは通達は含まれない。また、条例は、法令の委任に基づき定められたものは含まれるが、それ以外のもは「法令」に含まれない。

- 4 「法令に基づく場合」とは、法令に基づく情報提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。
- 5 法令に基づく場合に該当するものとしては、次のようなものが考えられる。
 - (1) 民事訴訟法第 223 条「裁判所の文書提出命令を受けて提出する場合」
 - (2) 刑事訴訟法第 99 条第 2 項「裁判所の提出命令に応じて証拠物を提出する場合」
 - (3) 刑事訴訟法第 197 条第 2 項「捜査関係事項照会を受けて提出する場合」
 - (4) 会計検査院法第 26 条「会計検査院の帳簿等の提出要求を受けて帳簿等を提出する場合」
 - (5) 地方自治法第 100 条第 1 項「記録の提出請求に従い行政文書を提出する場合」
 - (6) 弁護士法第 23 条の 2「受任している事件について弁護士の職務を行うために必要な事項の照会に従い回答する場合」
- 6 本項は、法令に基づく場合は、利用目的以外の目的のための利用及び提供をし得るとするものであり、利用及び提供が義務付けられるものではない。実際に利用及び提供をすることの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断する必要がある。

第 2 項関係

〔趣旨〕

行政機関の長等は、次のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、これらに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用し、及び提供することができない。

なお、利用目的以外の目的のための利用及び提供を恒常的に行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用及び提供が可能となるように利用目的を設定すべきである。

第 1 号関係

〔趣旨〕

本号は、個人情報を目的以外の目的のために利用・提供する場合であってもあらかじめ本人の同意を得て行う場合、及び本人に提供する場合は、本人の権利利益の侵害は生じないと考えられることから、適用除外としたものである。なお、本項ただし書きに該当する場合として、本人の同意があったとしても、その同意が強制されて行ったものである場合や保有個人情報の中に本人の情報の他に第三者の情報も含まれている場合などが考えられる。

〔解釈〕

- 1 「本人の同意があるとき」とは、目的以外の目的のために利用・提供されること及びその個人情報の内容について、本人の明確な了解が得られていることをいい、書面によることを要しないが、口頭による場合には、口頭記録簿等に記録しておくことが望ましい。
- 2 保有個人情報が利用目的以外の目的のために利用又は提供されることについて本人が同意したことによって生ずる結果について、当該本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であり判断できない等の場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。
- 3 「本人に提供するとき」とは、行政機関の長等の判断により本人に提供する場合をいい、例え

ば、本人から試験結果の提供を求められた場合に本人に対して提供をする場合も含まれる。また、口頭での求めに応じて提供する場合も含まれる。なお、提供に当たっては、提供先が本人であることの確認が必要である。

〔運用〕

旧条例に基づき実施されていた「簡易開示」は、今後、本号により実施することとなる。

第2号・第3号関係

〔趣旨〕

本号は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、法律、条例等の定めるところにより公共性の高い事務を遂行しており、その遂行に当たり本人負担の軽減、行政運営の効率化、行政サービスの向上等を図る観点から個人情報をも同一機関の内部で利用し、あるいは、他の機関からこの提供を受けて利用する場合があるが、これらの場合については、相手側の事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があると認められるときに限り、適用除外としたものである。

〔解釈〕

- 1 「法令」には、条例のほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。
- 2 「事務又は業務」には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務・業務が含まれる。地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。
- 3 「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。
- 4 第3号に基づく提供先である「地方公共団体の機関」には、議会が含まれる。

第4号関係

〔趣旨〕

本号は、前3号に掲げるものの他、目的外利用・提供の禁止原則に例外を認めることが、公共の利益や行政効率の増大、本人負担の軽減等につながる場合に一定の例外を認めるものである。

〔解釈〕

- 1 「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命や身体、又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などが含まれる。
- 2 「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関等において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。具体的には、①行政機関等に提供する場

合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の特別の理由が必要である。

〔運用〕

- 1 「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」に該当するとして利用・提供を行う場合には、受領者に対し、公表する際は個人が識別できない形で行うことを条件にする等、個人の権利利益の侵害とならないよう必要な措置を講ずることが望ましい。
- 2 旧条例第7条第2項第9号の規定に基づき、審査会の意見を聴いた上で実施機関が定めた事項については、今後は、以下のとおり、本号の規定に基づき提供することになる。

	類型	理由
1	官公庁以外のもので行う栄典、表彰等の選考に当たり、官公庁以外のもので、選考に必要な範囲内において提供するとき。	本人の利益
2	官公庁以外のもので行う委員、講師、指導員等の選任を行うに当たり、官公庁以外のもので、人選に必要な範囲内において提供するとき。	提供を受けなければ事務の目的を達成することが困難
3	報道機関に発表し、又は報道機関の取材に応じるため提供するとき。ただし、県民等に知らせる公益上の必要性があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときに限る。	行政機関に提供するのと同程度の公益性
4	旧軍人軍属の軍歴に関する情報を提供するとき。ただし、賞罰等本人の名誉を傷つけるおそれのあるものは提供しない。	提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難
5	児童の福祉に関する相談業務 提供先：民生委員・児童委員、保護司及び関係者	行政機関に提供するのと同程度の公益性
6	児童・生徒指導の推進に関する事務 提供先：民生委員・児童委員、保護司及び関係者	行政機関に提供するのと同程度の公益性
7	児童の臓器提供に係る虐待情報確認事務 提供先：臓器提供施設	行政機関に提供するのと同程度の公益性
8	市町による国民健康保険に係る第三者行為求償事務に関する情報提供事務 利 用：国保医療課 提供先：市町国保主管課(宇都宮市を除く)	行政機関に提供するのと同程度の公益性

第3項関係

〔趣旨〕

法第69条第2項各号に該当する場合であっても、他の法令の規定により個人情報の利用及び提供

が制限されている場合には、当該他の法令の規定が適用されることとなり、法がこれに反して利用及び提供の権限を与えるものではない。

〔解釈〕

- 1 「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例は含むが、それ以外の条例は含まない。
- 2 他の法令の規定に該当するものとしては、次のようなものが考えられる。
 - (1) 刑事訴訟法第 53 条
 - (2) 住民基本台帳法第 30 条の 29
 - (3) 特許法第 186 条

第 4 項関係

〔趣旨〕

行政機関等の内部においては、法第 69 条第 2 項第 2 号の規定により、所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で、かつ、相当な理由があるときは、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用することができる。しかし、その場合であっても、行政機関の長等は、必要に応じて、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限定することとし、それ以外の部局等は、保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用はできないこととなる。

〔解釈〕

- 1 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、保有個人情報の内容（例えば、病歴や犯罪歴等）により、それが利用目的以外の目的のために利用されれば、個人の権利利益を侵害するおそれが大きいため、特にその利用目的以外の目的のための利用を制限する必要があると認めるときをいう。
- 2 「部局若しくは機関又は職員に限る」とは、行政機関等の内部部局、施設等機関、特別の機関のみならず、特定の課室等の組織に限ることも可能である。

第 70 条 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求

第 70 条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

〔趣旨〕

本条は、行政機関の長等は、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずることを求めることを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「必要があると認めるとき」とは、提供する保有個人情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法を勘案して、行政機関の長等が個別具体的に判断することになる。したがって、提供を受ける者において、既に個人情報の取扱いに関する規程等が整備されており、個人情報の保護について必要な措置が講じられていると認められるときは、さらに必要な措置を求めることを要しないものである。
- 2 「その他必要な制限」とは、利用目的又は利用方法の制限のほかに、利用期間の制限、提供する個人情報の取扱者の制限、電子計算機による処理の場合におけるアクセスの制限、消去や返却等利用後の取扱いの指示、利用状況の報告、再提供の禁止等行政機関の長等以外のものの利用に係る必要な制限をいう。
- 3 「必要な措置」とは、個人情報の漏えいの防止のほか、滅失及び毀損の予防措置や提供される個人情報の保護についての職員に対する指導及び監督、内部規程の整備等をいう。
- 4 行政機関の長等は、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供の停止や、提供した保有個人情報の返却等を求めることが必要である。

第 71 条 外国にある第三者への提供の制限

第 71 条 行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第 16 条第 3 項に規定する個人データの取扱いについて前章第 2 節の規定により同条第 2 項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第 3 項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第 69 条第 2 項第 4 号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

2 行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

3 行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第 1 項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第 69 条第 2 項第 4 号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

第 1 項関係

〔趣旨〕

本項は、行政機関の長等は、外国にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならないことを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「本人の同意」とは、本人に係る保有個人情報が、行政機関等によって外国にある第三者に提供されることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいう。
- 2 「本人の同意を得（る）」とは、承諾する旨の本人の意思表示を当該行政機関の長等が認識することをいい、個人情報の保有状況等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。
- 3 「外国にある第三者」とは、保有個人情報を提供する行政機関等と当該保有個人情報によって識別される本人以外の者であり、海外事業者や外国政府、国際機関などもこれに含まれる。外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人であっても、例えば、日本国内に事務所を設置している場合、又は日本国内で事業活動を行っている場合など、日本国内で個人情報データベース等を事業の用に供していると認められるときは、当該外国法人は、「外国にある第三者」には該当しない。また、ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない。

- 4 「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるもの」について、令和5年4月1日時点において、規則で定められている外国はない。
- 5 個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準については、以下の①及び②のとおり、規則第46条に規定されている。なお、必要な体制が整備されていることについて、委員会に対する事前の届出等は要しない。（詳細は事務対応ガイド4-6参照）
 - ① 行政機関の長等と保有個人情報の提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該保有個人情報の取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること
 - ② 提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること

第2項関係

〔趣旨〕

行政機関の長等は、外国にある第三者への提供を認める旨の同意を得ようとする場合には、規則第47条第2項から第4項までの規定により求められる情報を本人に提供しなければならないことを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 本項の情報提供は、本人が確実に認識できると考えられる適切な方法で行わなければならない。具体的には、電子メールや書面の送付、口頭での説明等が考えられる。
- 2 本項により提供すべき情報は、以下の①から③のとおりである。（詳細は事務対応ガイド4-6-2参照）
 - ① 当該外国の名称
（特定できない場合は、特定できない旨及びその理由並びに提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報）
 - ② 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
 - ③ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報
（情報提供できない場合は、当該情報を提供できない旨及びその理由）

第3項関係

〔趣旨〕

本項は、提供先が基準適合体制を整備していることを根拠として外国にある第三者に保有個人情報を提供した場合、行政機関の長等には、その後も当該第三者による当該保有個人情報の適正な取扱いを継続的に確保する責務があることを明確化するものである。そのため、行政機関の長等は、当該第三者において当該保有個人情報の取扱いが継続する限り、同項の規定に基づく措置等を講ずる必要がある。（詳細は事務対応ガイド4-6-3参照）

第 72 条 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求

第 72 条 行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

〔趣旨〕

本条は、行政機関の長等は、当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される第三者に個人関連情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めることを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「個人情報として取得する」とは、提供先の第三者において、個人情報に個人関連情報を付加する等、個人情報として利用しようとする場合をいう。提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、識別子（ID）等を介して提供先が保有する他の個人情報に付加する場合には、「個人情報として取得する」場合に該当する。提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を直接個人情報にひも付けて利用しない場合は、提供先の第三者が保有する個人情報との容易照合性が排除しきれないとしても、ここでいう「個人情報として取得する」場合には直ちに該当しない。
- 2 「想定される」とは、提供元の行政機関の長等において、提供先の第三者が「個人情報として取得する」ことを現に想定している場合、又は一般人の認識を基準として「個人情報として取得する」ことを通常想定することができる場合をいう。提供元の行政機関の長等において現に想定していない場合であっても、提供先の第三者の事務・事業の内容等の客観的事情に照らし、一般人の認識を基準に通常想定することができる場合には、「想定される」に該当する。
また、提供元の行政機関の長等及び提供先の第三者間の契約等において、提供先の第三者において、提供を受けた個人関連情報を個人情報として利用しない旨が定められている場合には、通常、「個人情報として取得する」ことが想定されず、法第 72 条は適用されない。この場合、提供元の行政機関の長等は、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いの確認まで行わなくとも、通常、「個人情報として取得する」ことが想定されない。
ただし、提供先の第三者が実際には個人関連情報を個人情報として利用することがうかがわれる事情がある場合には、当該事情に応じ、別途、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いも確認した上で「個人情報として取得する」ことが想定されるかどうか判断する必要がある。
- 3 措置要求の必要性は、提供する個人関連情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法を勘案して、行政機関の長等が個別具体的に判断することになる。
- 4 「必要な制限」「必要な措置」については、利用目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人関連情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、消去や返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る個人関連情報の取扱い状況に関する所要の報告の要求等が考えられる。なお、提供先においては「個人情報」として取得されるため、安全管理措置や提供の制限等、個人情報の取扱いに関する法の規律が適用されることから、提供する行政機関等においては提供時に提供先に注意喚起を行うことも考えられる。
- 5 行政機関の長等は、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供の停止や、提供した個人関連情報の返却等を求めることが必要である。

第 73 条 仮名加工情報の取扱いに係る義務

- 第 73 条** 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第 128 条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。
- 行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
 - 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
 - 前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

〔趣旨〕

本条は、個人情報に該当しない仮名加工情報について、第三者提供の禁止原則、安全管理措置、識別行為の禁止、連絡先等の利用の禁止を定めたものである。

〔解釈〕

- 「法令」には、「法令」の委任に基づき定められた条例を含むが、それ以外の条例は含まない。
- 仮名加工情報については、仮名加工情報の作成の元となった個人情報や削除情報等を保有している等により、特定の個人を識別することができる状態にある場合には、個人情報に該当するが、仮名加工情報のみを取得した場合など、そのような状態にない場合には、当該仮名加工情報は個人情報に該当しない。仮名加工情報のうち、個人情報に該当するものについては、法第 73 条の対象とはならないが、個人情報に関する規律の適用を受ける。
- 第 2 項により講ずべき安全管理措置の具体的内容は第 66 条と同様である。
- 「他の情報と照合」とは、特定の本人を識別する目的を持って行う行為で、個人情報及び行政機関等匿名加工情報を含む情報全般と照合する行為をいう。具体的な技術や手法も問わない。
- 第 4 項の電磁的方法は規則第 49 条に定められており、具体的には、ショートメール、電子メールのほか、SNS のメッセージ機能の利用等が考えられる。

〔運用〕

仮名加工情報を取扱う者が不適正な取扱いをすることがないようにするため、取扱う者にとってその情報が仮名加工情報であることが一見して明らかな状態にしておくことが望ましい。

第 123 条 匿名加工情報の取扱いに係る義務

- 第 123 条 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。
- 2 行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 前 2 項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

〔趣旨〕

本条は、行政機関等が匿名加工情報を取り扱う際の義務を定めたものである。

〔解釈〕

- 1 第 1 項の公表及び明示の方法は、規則第 66 条に以下のとおり定められている。
- ① 公表の方法 インターネットの利用その他の適切な方法
 - ② 明示の方法 電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法
- 2 行政機関等が第三者から提供を受けた匿名加工情報を取り扱う場合には、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報に係る特定の個人を識別する目的で、次の行為を行ってはならない。
- ① 受領した匿名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは加工の方法に関する情報を取得すること
 - ② 受領した匿名加工情報を、特定の本人を識別するために他の情報と照合すること。
- 3 「他の情報と照合してはならない」とは、特定の本人を識別する目的を持って行う行為であれば、情報全般と照合する行為が禁止され、どのような手法を用いて照合するかも問わない。
- 4 第 3 項の個人情報保護委員会が定める基準は、次のとおり定められている（規則第 67 条）。
- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
 - (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
 - (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

〔運用〕

行政機関等が、匿名加工情報の取扱いの委託を行う場合は、委託先において適切に安全管理措置等が講じられるように、契約内容に規定するとともに適切な助言や指導を行うものとする。

個人情報ファイル簿

第 75 条 個人情報ファイル簿の作成及び公表

- 第 75 条** 行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第 1 項第 1 号から第 7 号まで、第 9 号及び第 10 号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 前条第 2 項第 1 号から第 10 号までに掲げる個人情報ファイル
 - (2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第 1 項第 5 号若しくは第 7 号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。
- 4 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第 1 項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。
- 5 前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。

〔趣旨〕

本条は、行政機関の長等がその保有する個人情報ファイルについて、法第 75 条第 2 項又は第 3 項に該当する場合を除き、所定の事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないことを定めたものである。なお、その記載内容については、できるだけ分かりやすい内容とするとともに、個人情報ファイル簿の作成及び公表の適用除外の該当性の判断については、個人の権利利益の保護という観点から、厳格に行うことが求められる。

〔解釈〕

- 1 行政機関の長等は、個人情報ファイル（個人情報ファイル簿作成の対象外となるものを除く）を保有するに至ったときは、直ちに個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 2 個人情報ファイル簿に掲載する記載事項は次のとおりである。
 - ① 個人情報ファイルの名称（法第 74 条第 1 項第 1 号）
 - ② 行政機関等の名称（同項第 2 号）
 - ③ 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（同項第 2 号）
 - ④ 個人情報ファイルの利用目的（同項第 3 号）
 - ⑤ 個人情報ファイルの記録項目（同項第 4 号）
 - ⑥ 記録範囲（同項第 4 号）
 - ⑦ 記録情報の収集方法（同項第 5 号）

- ⑧ 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨（同項第 6 号）
 - ⑨ 記録情報の経常的提供先（同項第 7 号）
 - ⑩ 開示請求等を受理する組織の名称及び所在地（同項第 9 号）
 - ⑪ 他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度（同項第 10 号）
 - ⑫ 電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別（政令第 21 条第 6 項第 1 号）
 - ⑬ 政令第 21 条第 7 項に該当する個人情報ファイルの有無（同項第 2 号）
 - ⑭ 行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集をする個人情報ファイルである旨（法第 110 条第 1 号）
 - ⑮ 行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地（同条第 2 号）
 - ⑯ 行政機関等匿名加工情報の本人の数及び行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目（法第 117 条第 1 号及び規則第 63 条）
 - ⑰ 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地（法第 117 条第 2 号）
 - ⑱ 作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間（同条第 3 号）
 - ⑲ 条例要配慮個人情報が含まれる旨（法第 75 条第 4 項、本県において該当するものはない）
- 3 「記録項目」とは、個人情報ファイルに記録される項目をいう。
- 4 「記録範囲」とは、個人情報ファイルに記録される本人の範囲である。
- 5 「経常的に提供する」とは、一定の相手方に、継続的に提供する場合は、一定期間ごとに提供する場合は、不定期であっても依頼があれば必ず提供することとしている場合等が含まれる。提供先の個々の具体的な名称を通知することを原則とする。経常的提供は、利用目的内の提供か利用目的以外の提供かを問わない。
- 6 次の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成及び公表を行う必要がない。
- ① 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル（法第 74 条第 2 項第 1 号）
 - ② 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル（同項第 2 号）
 - ③ 当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）（同項第 3 号）
 - ④ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル（同項第 4 号）
 - ⑤ 第 74 条第 1 項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの（同条第 2 項第 5 号）
 - ⑥ 1 年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル（同項第 6 号）
 - ⑦ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの（同項第 7 号）
 - ⑧ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの（法第 74 条第 2 項第 8 号）
 - ⑨ 本人の数が 1000 人に満たない個人情報ファイル（同項第 9 号、政令第 20 条第 2 項）
 - ⑩ 当該行政機関等以外の職員等の人事等に関する個人情報ファイル（同項第 10 号、政令第 20

条第3項)

- ⑪ 法第75条第1項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの（法第75条第2項第2号）
 - ⑫ マニュアル処理（手作業）に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第75条第1項の規定による公表に係る電子計算機処理に係る個人情報ファイルの範囲内のもの（同項第3号、政令第21条第7項）
- 7 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていること等が考えられ、必ずしも国防に関する事項に限らない。
 - 8 「外交上の秘密」とは、対外関係事務の処理に関する情報のうち、その内容が漏えい等することにより、例えば、国の安全が害される、相手国との信頼関係が損なわれる、交渉上重大な不利益を被ることになる、それらのおそれがある等、これが漏えい等しないよう周到な注意の下に保護しなければならないものをいう。
 - 9 「その他の国の重大な利益」とは、国の安全、外交上の秘密に匹敵するような国の重大な利益をいい、具体的には、公共の利益や社会的な利益のうち、公安や治安に係る重要なもの、為替管理、財政金融政策や通商上の国の利益であって重要なものなどが考えられる。
 - 10 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が、犯罪があると思料するときに、公訴を提起し、遂行するため、証拠を発見、収集、保全することをいう。
 - 11 「公訴の提起」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。
 - 12 「公訴の維持」とは、提起された公訴を維持し、終局裁判を得るまでに検察官が行う訴訟行為をいう。
 - 13 「職員」とは、地方公務員法第3条第1項に規定する一般職及び特別職の地方公務員をはじめとした地方公共団体の機関の職員並びに地方独立行政法人法第12条及び第20条に規定する地方独立行政法人の役員又は職員等であり、常勤又は非常勤いずれの者も含む。また、「職員であった者」とは、「行政機関等の職員」が行政機関等を退職、失職若しくは免職により離職した者又は行政機関等以外に転出若しくは出向した者をいう。
 - 14 「専ら」とは、ほぼ全てが当該目的のために使われることを意味し、他に主たる目的で使われている場合を含まれない。
 - 15 「人事に関する事項」としては、学歴、試験及び資格、勤務の記録、職務に関して受けた表彰等に関する事項、「給与に関する事項」としては、俸給、扶養手当、調整手当等に関する事項、「福利厚生に関する事項」としては、健康管理等に関する事項があり、「これらに準ずる事項」としては、災害補償に関する事項等が考えられる。
 - 16 「当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む」とは、当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルは、不合格者に関する情報も含んでおり、これらは当該機関の職員に係る情報ではないが、職員の採用等のために合格者に関する情報と一体として保有されていることから、職員に係る個人情報ファイルと同様に扱うこととする趣旨である。
 - 17 「試験的な電子計算機処理」とは、電子計算機処理を行う情報システムの動作の正常性等を試すための電子計算機処理をいい、本来の事務に使用されないことを要件とする。したがって、全

国規模の情報システム整備に先立って、一部地域を限定して情報システムの運用を行う場合であっても、当該個人情報ファイルに基づいて実際の事務が行われる場合は該当しない。

- 18 「消去」とは、記憶媒体に記録された情報を消して何も記録していない状態にすることをいうが、例えば、統計データ化するなど個人情報に該当しない情報に加工することも含まれる。
- 19 「資料その他の物品若しくは金銭の送付」とは、書籍、文書、金銭（口座振込等を含む。）等の送付をいい、「業務上必要な連絡」とは、事務を遂行するために必要な電話連絡等をいう。なお、記録情報が他の目的にも利用される場合は、上記3⑦に含まない。
- 20 「その他の送付又は連絡に必要な事項」とは、郵便番号、電話番号、連絡先、送付部数等送付又は連絡に密接に関連があり、かつ、必要な事項をいう。
- 21 「その発意に基づき」とは、職員の自発的意思によることを意味する。
- 22 上記6の⑤、⑪、⑫の違いは以下の通りである。

	作成済の個人情報ファイルの形式	条件	作成不要となる個人情報ファイルの形式
⑤	電子計算機処理によるもの	利用目的、記録項目及び記録範囲が左のものの範囲内	電子計算機処理によるもの マニュアル処理（手作業）によるもの
⑪	マニュアル処理（手作業）によるもの	利用目的、記録項目及び記録範囲が左のものの範囲内	電子計算機処理によるもの マニュアル処理（手作業）によるもの
⑫	電子計算機処理によるもの	利用目的及び記録範囲が左のものの範囲内	マニュアル処理（手作業）によるもの

- 23 個人情報ファイル簿の記載事項に変更が生じたときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正する。個人情報ファイルの保有をやめたとき、又は個人情報ファイルの本人の数が1,000人を下回ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除する（政令第21条第3項、第4項）。
- 24 条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿に追加して、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することも可能とされている。しかし、このような帳簿を作成・公表する場合であっても、個人情報ファイル簿の作成・公表を行わなくてはならない。
- なお、本県には、この帳簿に関する定めはない。

〔運用〕

個人情報ファイル簿は、ホームページ及び県民プラザで公表するものとする。

開示

第76条 開示請求権

第76条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第127条において「開示請求」という。）をすることができる。

〔趣旨〕

本条は、何人も自己を本人とする保有個人情報の開示請求を行うことができること、代理人による請求も認められていることを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「何人も」とは、外国人を含むすべての自然人をいう。
- 2 「自己を本人とする保有個人情報」とは、開示請求をした本人の保有個人情報をいう。開示請求することができる情報は、「自己を本人とする」保有個人情報に限られることから、自己以外の者の保有個人情報については、たとえ配偶者や家族等の保有個人情報であっても、開示請求をすることはできない。なお、本人と本人以外のものの関係が、その内容において密接不可分の状態で記録されている場合等は、当該本人以外のものの情報も含めて、自己の保有個人情報とする。
- 3 第2項は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人及び委任代理を認めることとしたものである。この場合、開示請求の対象となる保有個人情報は、当該本人の保有個人情報である。
- 4 「未成年者」とは、年齢が成年、すなわち満18年に達しない者をいう（民法（明治29年法律第89号）第3条）。
- 5 「成年被後見人」とは、民法第7条の規定により後見開始の審判を受けた者をいう（民法第8条）。
- 6 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人をいう。未成年者の場合は、第一次的には親権者（民法第818条）、第二次的には未成年後見人（民法第839条）であり、成年被後見人の場合は、成年後見人（民法第843条）である。
- 7 「本人の委任による代理人」とは、本人の意思に基づいて開示請求等を代理する権限を委任された者をいう。
- 8 「本人に代わって」とは、本人が開示請求をしていない場合に限って代理人が本人の保有個人情報について開示請求をすることができるという趣旨ではなく、既に本人が開示請求をしている場合であっても、代理人自身の名をもって本人の保有個人情報について開示請求をすることができるという趣旨である。なお、代理人から本人の保有個人情報について開示請求があった場合において、開示することにより、本人の権利利益に反すると認められるときは、第78条第1号の規定により不開示となる。

〔運用〕

- 1 本条による開示請求は、行政機関等が保有する保有個人情報に係る本人の権利として定められたものであり、所定の手続を経て、開示決定等及び開示が行われることになる。
一方、保有個人情報の内容によっては、本人に対し不開示とすべき部分がないことが明らかであり、事務を円滑に遂行し、又は行政サービスの一環として本人に提供することが望ましい場合

も考えられることから、このような場合は、本条の開示請求によることなく、第 69 条第 2 項第 1 号に規定する本人への情報提供により対応することも考えられる。

2 死者の情報については、その相続人又は法定代理人であった者から開示請求があった場合については、請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報や社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報を、自己の保有個人情報に含むものとする。なお、請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報とは、次のものをいう。

イ 請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報

ロ 請求者が死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報

ハ 近親者固有の慰謝料請求権等、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報

第 77 条 開示請求の手續

第 77 条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

〔趣旨〕

本条は、保有個人情報の開示請求の方法、本人確認のための手續及び開示請求書の記載に形式上の不備がある場合の手續を定めたものである。

〔解釈〕

1 保有個人情報の開示請求は、開示請求者の権利の行使として、保有個人情報の開示をするかどうかの決定という行政処分を法的に求める手續であり、場合によっては、審査請求や行政事件訴訟につながることも予想されるものである。したがって、請求権者であることやその請求に係る内容等を明確にしておく必要があるため、開示請求は書面を提出して行わなければならない。

2 「保有個人情報を特定するに足りる事項」とは、開示請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称又は記録されている行政文書等の名称等開示請求に係る保有個人情報の具体的な内容のほか、行政機関等の職員が、開示請求に係る保有個人情報を特定し得る程度の記載をいう。

開示請求書の記載が「文書学事課の保有する私に関する全ての保有個人情報」のようになっているような場合は、一般的に当該記載から開示請求者が求める保有個人情報を具体的に特定することができないため、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されているとはいえない。このため、開示請求者に対して補正を求めることになる。なお、開示請求者が補正の求めに応じない場合には、不開示決定を行うことになる。

3 保有個人情報の開示は、保有個人情報に係る本人又はその代理人に対して行われるものであり、他人に開示することがあってはならない。したがって、請求時における本人又はその代理人の確認は厳格に行う必要がある。

4 「開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類」とは、政令第 22 条に定めるものをいう。本人であることを証明する書類としては、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、旅券等、法定代理人であることを証明する書類としては、戸籍謄本、登記事項証明書等、本人の委任による代理人であることを証明する書類としては、本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付があるものに限る。）等がある。

5 「形式上の不備」とは、開示請求をしようとする者の氏名及び住所等必ず記載しなければならない事項が記載されていない場合又はこれらの記載が不十分である場合のほか、開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項の記載が不十分であつて、その特定が困難である場合

も含む。

開示請求に係る保有個人情報記録された文書が、第 60 条第 1 項の行政文書等に該当しない場合や開示請求の対象となる保有個人情報を保有していない場合は、「形式上の不備」には当たらない。これらの請求があった場合には、不開示決定を行うこととなるが、当該保有個人情報を保有していない旨を開示請求者に教示するほか、当該保有個人情報を保有している他の行政機関等が明らかな場合には当該行政機関等を教示する等、適切な情報提供を行う。

- 7 「相当の期間」とは、開示請求書を補正するために必要とされる合理的な期間をいう。
- 8 補正の結果、開示請求書の形式上の不備が修正された場合は、当初から適法な開示請求があったものとして取り扱われるものであるが、補正に要した日数は、開示決定等の期間には含まれない（法第 83 条第 1 項）。
- 9 「補正の参考となる情報」とは、補正を必要とする部分、補正を必要とする理由等のほか、開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項の記載が不十分である場合には、当該保有個人情報が記録されている行政文書等の名称、記録されている保有個人情報の概要等が考えられる。

〔運用〕

- 1 開示請求書の受付は、開示請求に係る保有個人情報を保有している課所で行うものである。開示請求に係る保有個人情報が存在しない場合もあり得るが、その場合は関係する事務を所掌している課所が受け付けるものとする。

また、開示請求者には保有個人情報を保有している課所が分からない場合、請求の内容が複数の課所に関係する場合等があるため、開示請求者の利便性を考慮し、文書学事課（県民プラザ）ではすべての開示請求書を受け付けるものとする。ただし、この場合、文書学事課では保有個人情報の内容や各課所が所掌する事務の詳細については把握していないことから、担当課所を特定するために必要な事項までの確認となるため、当該請求書の記載では、保有個人情報の特定が不十分である場合は、保有個人情報を特定するために必要な事項を、担当課所から請求者に確認する必要がある場合があることに注意する。
- 2 開示請求書の様式を細則別記様式第 2 号において示しているが、当該様式によらない書面であっても、必要的記載事項（法第 77 条第 1 項）が記載されていれば、有効な開示請求書となる。
- 3 電話、口頭、ファクシミリ及び電子メールによる開示請求は、認められていない。ただし、視覚障害者が開示請求をしようとする場合には、請求の趣旨を口頭で十分聞き取り、職員が本人に代わって開示請求書を作成するなど、必要な配慮をするものとする。
- 4 開示請求書の記載事項について使用言語の規定はないが、本開示請求制度は日本国の制度であることから、氏名や住所等の固有名詞、外国語表記の行政文書等の名称などを除いて、日本語で記載することが必要である。外国語で記載された開示請求書は、形式的な不備があるものとして、補正を求めることになる。
- 5 保有個人情報開示請求書（細則別記様式第 2 号）の記入上の留意点は、次のとおりである。
 - (1) 請求年月日
開示請求者が開示請求書を作成した日が記載されていること。なお、受付日は、開示請求書が行政機関等に到達した日であること。
 - (2) 「氏名（代理人が法人の場合にあっては、法人の名称及び代表者の氏名）」欄
ア 開示請求をする者が本人又は代理人（法人である場合を除く。）である場合は、その者の氏名、代理人が法人の場合、法人の名称と併せて当該法人の代表者の氏名が記載されてい

ること。

イ 開示請求者の押印は不要であるが、代理人が法人の場合は、代表者の押印が必要であること。

(3) 「住所又は居所（代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地）」欄

開示決定通知書等の送付先となるものであり、本人が開示請求をする場合には本人の、代理人が開示請求する場合には代理人の住所又は居所、代理人が法人の場合は、主たる事務所の所在地が正確に記載されていること。

(4) 「電話番号」欄

開示請求者と連絡が取れる電話番号が記載されていること。

(5) 「開示を請求する保有個人情報」欄

開示請求をしようとする保有個人情報が具体的に記載されていること。また、担当課所は、当該保有個人情報の名称等、特定するために必要な情報を提供するよう努めるものとする。

(6) 「求める開示の実施方法等」欄（任意記入）

求める開示の実施の方法の口に✓印が付されていること。また、事務所における開示の実施を希望する場合は、実施を希望する日の記載があること。

(7) 「本人確認等」欄

ア 「開示請求者」欄

開示請求者の区分に応じて、該当する口に✓印が付されていること。

イ 「請求者本人確認書類」欄

本人確認書類の種別に応じて、該当する口に✓印が付されていること。

ウ 「送付による請求の場合」欄（送付による請求の場合のみ）

送付先確認書類の種別に応じて、該当する口に✓印が付されていること。

エ 「代理人が請求する場合」欄（代理人による請求の場合のみ）

(ア) 開示請求に係る保有個人情報の本人が、未成年者若しくは成年被後見人又は委任者のいずれに該当するのか、該当する口に✓印が付されていること。なお、本人が未成年者である場合には、生年月日が併せて記載されていること。

(イ) 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名が記載されていること。

(ウ) 開示請求に係る保有個人情報の本人の住所又は居所が記載されていること。なお、代理人の住所又は居所と同様の場合は、「請求者に同じ」の記載で差し支えないこと。

(エ) 代理人の資格を証する書類の種別に応じて、該当する口に✓印が付されていること。

6 開示請求書に形式上の不備がある場合の事務処理及び留意事項は、次のとおりである。

(1) 開示請求書に形式上の不備がある場合は、まず、開示請求書の加筆又は訂正を求めること。

(2) (1)により協力を得られない場合は、不開示決定を行うことも可能であるが、補正を命じるよう努めること。補正を命じるに当たっては、命令に従わないときは、不開示決定を行うこともあり得ることを開示請求者に説明すること。

なお、補正を命じる場合は、次の事項に留意すること。

ア 補正の参考となる情報を十分提供すること。

イ 補正の期限は、開示請求の趣旨や内容を考慮して定める必要があるが、通常は郵送に要する期間を除いた2週間程度が適当であること。

(3) 開示請求者が補正命令に従わず、不適法であることを理由に不開示決定を行う場合は、その旨及びその理由を通知すること。

第 78 条 保有個人情報の開示義務

第 78 条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第 5 条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（）」とする。

第 1 項関係

〔趣旨〕

- 1 本条は、開示請求があったときの開示義務について定めたものである。
- 2 保有個人情報を開示することにより、第三者である個人の権利利益や法人等の権利利益が侵害されるおそれがあるものや、行政機関等の適正な事務の執行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、本条第 1 号から第 7 号までの 7 項目を不開示情報として定めている。

〔解釈〕

- 1 「当該保有個人情報を開示しなければならない」とは、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならない義務があることを明らかにしたものである。
- 2 不開示情報は、原則開示の基本理念の下、保有個人情報を開示しないことについて合理的な理由のある必要最小限の情報を、限定的かつ明確に類型化したものである。
- 3 開示請求に係る保有個人情報のうち、不開示情報が部分的に記録されており、当該部分とその他の部分とを容易に区分することができる場合は、法第 79 条の規定により部分開示をしなければならない。

〔運用〕

- 1 本条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを判断するに当たっては、保有個人情報の開示を求める権利が十分尊重されるよう、解釈・運用することが重要である。
- 2 保有個人情報の特定の判断は、開示請求の時点を基準とする。開示決定等の時点を基準とすると、請求から開示決定等までの間に新たに文書を作成したり、保有個人情報に手を加えたりすることができてしまうことになるので、保有個人情報の特定の判断は、請求時点が基準となる。
ただし、そうすると、開示請求者は文書作成後等に改めて開示請求しなければならないこともあるので、事前の適切な情報提供によって、請求者の負担を軽減するよう努める必要がある。
- 3 具体的に本条各号に該当するかどうかは、以下に示す各号に係る〔趣旨〕及び〔解釈〕に基づいて判断するものである。なお、個々の開示請求における不開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。不開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務の進行状況等の事情の変化に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている不開示情報の場合に顕著であると考えられる。したがって、必ずしも、ある時点において不開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に不開示情報に該当するわけではない。

- 4 個別法の規定等により開示請求の対象外となっている場合、本条に規定する不開示情報に該当するものではないが、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に規定する救済される権利を明確にするため、不開示決定を行う。

第2項関係

〔趣旨〕

本項は、情報公開条例との整合性をとるために開示又は不開示とする情報を条例で定めることにより当該情報を法においても開示又は不開示とすることができることを定めたものである。

〔解釈〕

本県では、本項に該当するものを条例に規定していない。

第1号 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報

(1) 開示請求者(第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

〔趣旨〕

開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通常、本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、当該保有個人情報の性質や開示を受ける本人の状況によっては、開示は必ずしも本人の利益にならないこともあり得ることから、不開示情報とされている。

〔解釈〕

「開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報」とは、次のような情報が考えられる。

(1) 本人による開示請求の場合

- 個人の疾病、健康状態等に関する情報であって、本人の精神状態、病歴の進行等から本人に開示することが病状等の悪化をもたらすおそれがあるようなもの
- 自傷行為のおそれが高い者に係る診療録、相談記録等

(2) 代理人による開示請求の場合

- 法定代理人に虐待を受けた子どもの心情等に係る保有個人情報
- 法定代理人が当該本人に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合等における、当該権利侵害に係る当該本人の保有個人情報
- 当該本人の同意が得られている場合であっても、代理人と当該本人の利益が相反し、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのあることが客観的に明らかである保有個人情報
- 代理人に開示することについて、当該本人の意思を確認したところ、開示することにつき同意が得られなかった場合等、当該本人の意思に反して開示することとなる場合であって、開示することが当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのあることが明らかな保有個人情報

〔運用〕

- 1 インフォームド・コンセントが重視されている現状においては、医療に係る情報についても、本人の明確な意思に反して本号を適用して不開示にすることには慎重でなければならない。
また、本人に既に告知や説明がなされている情報については、当然開示する。
- 2 代理人による開示請求がなされた場合であって、代理人に対して当該本人の保有個人情報を開示することにより、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるかどうか客観的に判断できないときは、必要に応じて、電話等の手段により当該本人の意思を確認し、本号の該当性を検討する必要がある。なお、その際には、意思確認を行うことにより代理人と当該本人との間で無用のトラブルが生じることのないよう、十分な配慮が必要である。

第2号 本人以外の個人に関する情報

- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

〔趣旨〕

開示請求に係る保有個人情報の中に、開示請求の対象となる保有個人情報に係る本人以外の個人に関する情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあるものは、不開示とされている。

また、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び当該法人等の行為そのものと評価される行為に係る法人等の代表者等の氏名は、法人その他の団体の事業活動情報と同様の基準で開示・不開示の判断をすることが適当であることから、次号により判断することとされたものである。

〔解釈〕

- 1 「個人に関する情報」とは、個人に関するすべての情報をいい、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。
- 2 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」とは、住所、氏名、自宅の電話番号、顔写真、識別番号等、当該情報から直接的に開示請求者以外の特定の個人が識別できるもの及び当該情報からは直接的に開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、他の情報と併せることにより開示請求者以外の特定の個人が識別できる情報をいう。
照合の対象となる他の情報としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手しうる情報が含まれる。他方、特別の調査をすれば入手しうるかも知れないような情報は含まれない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断する必要がある。
- 3 「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれのあるもの」とは、匿名の作文や無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連するものや、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

4 個人に関する情報であっても、法第 79 条の規定により、住所、氏名等の記述を取り除くことにより、開示しても当該個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、開示しなければならない。

5 「ただし書イ」について

(1) 「法令等の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。なお、条例も含まれる。

(2) 「慣行」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。開示請求のあった保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。

〔慣行として開示請求者が知ることができる情報〕

ア 栃木県情報公開条例第 7 条第 2 号イの「慣行として公にされ」る情報

イ 開示請求者が行政機関等に提出した申請書の中の家族構成に関する情報

(3) 「知ることが予定されている情報」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。「予定」とは、将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、請求の対象となっている情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

6 「ただし書ロ」について

(1) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、現にこれらに対する侵害が生じている場合に限らず、将来にわたってこれらに対する侵害が生じるおそれがある場合も含む。

(2) これに該当するかどうかの判断は、不開示とすることによって保護される第三者の権利利益と開示とすることによって確保される権利利益とを比較衡量することによって行う。

(3) これに該当するとして開示決定をしようとする場合には、法第 86 条第 2 項及び第 3 項の規定により、当該第三者の権利利益を保護するための適正な手続を経なければならない。

7 「ただし書ハ」について

(1) 「公務員等」とは、国家公務員法及び地方公務員法に規定されるすべての公務員（行政執行法人及び特定地方独立法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいい、常勤・非常勤を問わない。公務員については、一般職・特別職を問わず、国会議員、地方議会議員、附属機関の委員もこれに含まれるが、懇談会の委員等公務員としての地位を有しない者は含まれない。公務員等であった者については含まれないが、公務員等であった当時の情報については、この規定が適用される。

(2) 「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び法別表第 1 に掲げる法人である。

(3) 「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。

(4) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関等の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該職務の遂行についての情報を意味する。他方、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は個人情報として保護する必要があり、この規定の対象外となる。

(5) この規定により、公務員等の職務遂行に係る情報については、公務員等の氏名を除き、開示しなければならないことになるが、ただし書イにより慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報に該当すると認められる場合には、氏名も併せて開示することになる。

第3号 法人等に関する情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

〔趣旨〕

- 1 本号は、法人その他の団体及び開示請求者以外の事業を営む個人の正当な権利利益が害されることのないよう、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要であると認められる情報を除き、法人等の権利利益を害するおそれがあるもの及び開示しないことを条件に任意に提出されたもののうち一定の要件を満たすものを開示しないこととしているものである。
- 2 開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報や法人等の代表者等の職務として行う行為など当該法人等の行為そのものと評価される行為に係る法人等の代表者等の氏名については、事業活動の社会に与える影響等を考慮し、法人等に関する情報と同様の観点から判断することが適切と考えられることから、本号により判断することとするものである。

〔解釈〕

- 1 「法人その他の団体」とは、株式会社等の会社法上の会社、個別法にそれぞれ根拠を持つ一般財団法人、一般社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれるとされている。なお、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は含まれない。
- 2 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2（事業税の納税義務者等）第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業、林産業等を営む個人をいう。
- 3 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等に関する情報をいう。
- 4 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業用資産等に関する情報をいい、当該事業とは関係のない個人に関する情報（例えば、当該個人の経歴等）は、本条第2号（本人以外の個人に関する情報）で判断する。
- 5 「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」には、法令等の権限に基づいて取得した情報だけでなく、法人等又は事業を営む個人から任意に提供された情報も含まれる。
- 6 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報」に該当するかどうかは、本条第2号ただし書口と同様に判断するとともに、これに該当するとして開示しようとする場合には第三者保護のための適正な手続を経なければならない。
- 7 「イ」について
 - (1) 「当該法人等又は当該個人の権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

- (2) 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。
- (3) 「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等、運営上の地位を広く含む。
- (4) 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断することが求められる。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、法的保護に値する蓋然性が求められる。
- (5) 次に掲げる情報については、おおむね法人等又は事業を営む個人の権利利益を害するおそれがある、あるいはそのおそれがないと考えられる。

[権利利益を害するおそれがあると認められ、開示してはならないと考えられるもの]

- ア 宗教法人、学校法人等活動状況等のうち信教の自由、学問の自由を害するおそれがあると認められるもの
- イ 生産技術上又は販売上のノウハウ等、他者に知られることが法人等又は事業を営む個人の競争上の地位を害すると認められるもの
- ウ 経理、人事に関する情報その他通常法人等又は事業を営む個人の内部管理に属すべき情報

[権利利益を害するおそれがあると認められず、開示しなければならないと考えられるもの]

- ア 法令等の規定により又は慣行として開示され、又は開示されることが予定されている情報
- イ 法人等又は事業を営む個人が自ら公表している情報
- ウ 市場の流通に置かれた商品の客観的な品質、性状等何人でも相当の費用を負担することによって調査可能な情報

8 「ロ」について

- (1) 「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長等が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。行政機関等の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申出があつた情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関等において合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、これに含まれる。
- (2) 「開示しないとの条件」とは、法や情報公開条例に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。
- (3) 「任意に提供されたもの」とは、法人等又は事業を営む個人において、行政機関等の要請を拒み得るものをいう。
- (4) 「法人等又は個人における通例」とは、法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。
- (5) 開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、提供された情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、これに当たらない。

第4号 国の安全外交情報

(4) 行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

〔趣旨〕

行政機関の長が、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報は、不開示情報とされている。

なお、本号は、国の機関を対象とした規定であり、県の機関は対象にならない。

〔解釈〕

- 1 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。
- 2 「害されるおそれ」とは、国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。
- 3 「他国若しくは国際機関」には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力（APEC）、国際刑事警察機構（ICPO）等）の事務局等を含む。
- 4 「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方向的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。
- 5 「交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。
- 6 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。

第5号 公共の安全と秩序の維持に関する情報

(5) 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報

〔趣旨〕

開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報は、不開示情報とされている。保有個人情報の開示によって公共の安全と秩序の維持に支障を生ずることのないよう定められたものである。

〔解釈〕

- 1 「犯罪の予防」とは、犯罪行為の発生を未然に防止することをいう。
- 2 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- 3 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。
- 4 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいうが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動も含む。
- 5 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁固、罰金、拘留、科料、没収、追徴又は労役場留置の刑又は処分を実施することをいう。
- 6 「公共の安全と秩序の維持」とは、刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、これに含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、または犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を及ぼすおそれのある情報も、本号に含まれる。一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、第7号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により開示・不開示が判断されることになる。

- 7 本号に該当するものとして、具体的には、次のようなものが考えられる。
 - (1) 犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報
 - (2) 犯罪の捜査等の手段、方法等に関する情報
 - (3) 情報提供者、被疑者等に関する情報
 - (4) 犯罪行為の目標となることが予想される施設の所在及び施設の構造等に関する情報

第6号 審議、検討又は協議に関する情報

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

〔趣旨〕

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報は、不開示情報となる。

〔解釈〕

- 1 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において行われる審議等に関連して作成し、又は取得した情報をいう。
- 2 「不当に」とは、審議等の途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が不当なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示することによる利益とを比較衡量した上で判断する。
- 3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することによって、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などを指す。
- 4 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に混乱を生じさせるおそれがある場合などを指す。
- 5 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合などを指す。
- 6 審議、検討等に関する情報については、意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。
また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。
- 7 審議、検討又は協議に関する情報の中には事実情報と政策情報があり、本号により不開示とされるのは政策情報であるが、ある事実を取り上げたことが一定の政策を示唆する等密接不可分な場合もあることに留意する必要がある。

第7号 事務又は事業に関する情報

- (7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
 - ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

〔趣旨〕

- 1 本号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「行政機関等」という。）が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、不開示情報を定めたものである。
- 2 行政機関等が行う事務又は事業に関する情報の中には、その性質上、開示することにより、県民全体の福祉の増進を目的とする行政の適正な実施が阻害され、ひいては、県民全体の利益が損なわれるおそれがあるものがあるため、これらの情報は不開示とすることを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 本号イからトまでに具体的に掲げた事務又は事業は例示であるので、例示されたもの以外の事務又は事業については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として本号の適用があるものである。具体的には、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが考えられる。
- 2 「支障を及ぼすおそれ」については、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして判断する。
- 3 本号イ及びロに掲げる事務は、それぞれ第4号及び第5号と同趣旨である。
- 4 「監査」とは、主として観察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の成否を調べることをいう。
- 5 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
- 6 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

- 7 「試験」とは、人の知識、能力又は物の性能等を試すことをいう。
- 8 「租税」には、国税、地方税がある。
- 9 「賦課」とは、国又は地方公共団体が公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいう。
- 10 「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。
- 11 本号ハに掲げる事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をする等のおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、違反事例等の詳細についてこれを開示すると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは、本号ハに該当するものと考えられる。
- 12 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- 13 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し、一定の結論を得るために協議、調整等の折衝を行うことをいう。
- 14 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいい、訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。
- 15 本号ニに掲げる事務は、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要等から締結する契約等に関する情報の中には、開示されることにより当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり得る。例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがある場合がある場合が考えられる。
- 16 本号ホに該当する場合としては、調査研究に係る事務に関する情報の中に、以下のようなものが含まれる場合が考えられる。
 - (1) 知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民や関係者に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの
 - (2) 試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの
- 17 本号ヘに掲げる情報の中には、勤務評価や人事異動、昇任等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とするものである。
- 18 本号トに掲げる事業については、企業経営という事務の性質上、本条第3号の法人等に関する情報と同様の考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。具体的には、民間企業と競合する事業の顧客情報等がある。

〔運用〕

旧条例第15条第5号の「評価又は判断に関する情報」により不開示としていたものは、本号の適用により対処するものとする。

第 79 条 部分開示

第 79 条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 1 項第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

〔趣旨〕

本条は、保有個人情報の部分開示の義務及びその適用要件について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「容易に区分して除くことができる」とは、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等を、損傷することなく、かつ、過度の時間と経費を要することなく分離することができることをいう。なお、不開示情報の区分が困難であるか又は区分は容易であるが分離が困難である場合は該当しない。
- 2 個人識別性のある部分を除いても、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合には、法第 78 条第 1 項第 2 号本文に該当し、不開示となる。

〔運用〕

部分開示は、おおむね次の方法により行うものとする。

- 1 文書又は図画の場合
 - (1) 不開示情報に該当する部分と不開示情報に該当しない部分が別のページに記録されている場合は、不開示情報に該当する部分に係るページを取り外したものにより開示を実施する。
ただし、不開示情報に該当する部分に係るページを取り外すことができない場合は、当該ページを除いて複写し、又は当該ページに袋をかけて閉鎖したものにより開示を実施する。
 - (2) 不開示情報に該当する部分と不開示情報に該当しない部分が同一のページに記録されている場合は、当該ページの全部を複写機で複写し、不開示情報に該当する部分を黒色テープ等で消し、それを再度複写したもの又は不開示情報に該当する部分を黒色テープ等により遮へいして複写したものにより開示を実施する。
- 2 電磁的記録の場合
 - (1) 閲覧、視聴、聴取又は複製物の供与により開示を行う場合
不開示情報に該当する部分とその他の部分とを容易に区分することができるときは、その他の部分についてのみ電磁的記録の開示を行う。
なお、不開示情報の置き換えに多くの時間を要する場合や、新たなプログラムの作成のため多額の経費を要する場合等は、電磁的記録そのものの開示は行わないが、用紙に出力できるものは、出力帳票により、文書又は図画の場合に準じて部分開示を行う。
 - (2) 用紙に出力したものの閲覧及び写しの交付により開示を行う場合
文書又は図画の場合に準じて部分開示を行う。

第 80 条 裁量的開示

第 80 条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

〔趣旨〕

本条は、法第 78 条第 1 項各号に掲げる不開示情報に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときには、開示することができることを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 法第 78 条本文のとおり、不開示情報が含まれている保有個人情報は、開示してはならないが、行政機関等が個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、本条の規定によって当該保有個人情報を開示することができるものである。
- 2 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは」とは、開示しないことにより確保される利益と開示することにより確保される利益を比較して、後者がより大きいことが確実であると判断される特別な事情が認められる場合をいう。
- 3 上記の判断は、専門的な見地から諸般の事情を総合的に考慮して、合理的な裁量の範囲内で行われることを必要とする。
- 4 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく救済手続は、本条の適用についても保障され、裁量権の逸脱もしくは濫用の有無に関して審査に付されることになる。

第 81 条 保有個人情報の存否に関する情報

第 81 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

〔趣旨〕

本条は、保有個人情報の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなると判断される場合には、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで不開示決定を行うことができることを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、特定の個人からの表彰候補者リストに登載されている自己の保有個人情報の開示請求に対し、当該保有個人情報の存在を前提として不開示決定をすると、当該保有個人が表彰候補者リストに登載されていることが判明してしまう結果となり、あるいは、当該保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定をすると、当該個人が表彰候補者リストに登載されていないことが判明してしまう結果となる場合等、保有個人情報の存否自体を明らかにすることにより、当該保有個人情報を開示したときと同様に、不開示情報の規定により保護すべき利益が害されるおそれがあるときをいう。
- 2 保有個人情報の存在自体を答えることにより、不開示情報の保護利益が害される可能性は、理論的にはすべての不開示情報に存在するものであるから、本条は、法第 78 条第 1 項各号に規定するすべての不開示情報について適用されるものである。
- 3 本条に該当する例としては、次のようなものが考えられる。
 - (1) 叙勲・表彰候補者リスト（法第 78 条第 1 項第 2 号）
 - (2) 捜査関係事項照会・回答文書（法第 78 条第 1 項第 5 号）
- 4 存否応答拒否の決定をするときは、法第 82 条第 2 項に規定する手続による。
- 5 本条に該当する場合は、開示請求の対象となるものが存在しない場合であっても、その性質上常に存否を明らかにしないで不開示決定をしなければならない。

〔運用〕

本条に基づく存否応答拒否処分は、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないという極めて例外的な処分であるから、その適用に当たっては厳格に解釈し、濫用がないよう十分注意するとともに、必要に応じて、事前に文書学事課（情報公開推進室）と協議するものとする。

第 82 条 開示請求に対する措置

第 82 条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 62 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

〔趣旨〕

本条は、開示決定等の内容及び通知の方法について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 本条第 2 項では、法第 81 条の規定により開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合及び開示請求に係る保有個人情報を行政機関等が保有していない場合を開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない場合を含めることにより、これらが行政処分であることを明確にし、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による救済の対象となることを明確にしている。
- 2 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定及び全部を開示しない旨の決定を行う場合には、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により、開示しない理由を提示しなければならない。この場合において、開示しない理由は、開示をしないこととする根拠規定及び当該規定が適用される根拠となる事実関係について開示請求者が具体的に知り得る程度に記載する必要がある。また、複数の不開示情報に該当する場合には、該当する不開示情報のすべてについて、開示しない理由を提示しなければならないものである。

〔運用〕

- 1 保有個人情報の開示決定等に係る事務は、開示請求に係る保有個人情報に関する事務を所掌している課所等において行うものとし、開示決定等に係る決定区分は、栃木県事務決裁及び委任規則（平成 12 年栃木県規則第 40 号）の規定により、本庁各課室（課内室を除く。）においては課長専決、出先機関においては出先機関の長の専決となっている。
- 2 保有個人情報の開示決定等は、開示請求書が適法なものか、当該保有個人情報が不開示情報に該当するか否かの判断により行うものであるが、その判断を適正に行い、制度の統一的運用を図るため、以下の点に留意するものとする。
 - (1) 担当課所は、保有個人情報の開示決定等の判断に当たっては、必要に応じて、文書学事課（情報公開推進室）と事前協議を行うものとする。
 - (2) 担当課所と文書学事課（情報公開推進室）との事前協議だけで判断することが困難な事案については、個人情報保護制度を適正かつ円滑に運営するために設置されている栃木県個人情報保護連絡会議において検討するものとする。
- 3 担当課所は、法第 83 条第 1 項に規定する期限を待たずに開示決定等を行うことが可能な場合は、速やかに開示決定等を行うよう努めるものとする。

- 4 担当課所は、保有個人情報の開示決定等をしたときは、決定の内容に応じて、保有個人情報開示決定通知書（細則別記様式第3号）、保有個人情報不開示決定通知書（細則別記様式第4号）により開示請求者に対し通知するものとする。なお、開示請求に係る保有個人情報が多数あって、開示決定、部分開示決定又は不開示決定の複数の種類の決定をする場合には、それぞれの決定通知書を交付する。
- 5 担当課所は、法第86条第1項及び第2項の規定により、第三者に意見照会を行い、当該第三者から反対意見書が提出された場合には、第三者保護の観点から、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないことに留意する（法第86条第3項）。
- 6 担当課所は、開示決定等をしたときは、各決定通知書及び開示請求書の写しを文書学事課（情報公開推進室）に送付するものとする。
- 7 各決定通知書の記載上の留意事項は次のとおりである。
 - (1) 保有個人情報開示決定通知書
 - ア 「区分」欄
全部開示（保有個人情報の全部を開示する旨の決定）又は部分開示（保有個人情報の一部を開示する旨の決定）の別を記載すること。
 - イ 「開示する保有個人情報」欄
特定した保有個人情報の内容を具体的に記載すること。
 - ウ 「不開示とした部分とその理由」欄
 - ア 「開示をしない部分」
開示請求に係る保有個人情報のうち、不開示とする部分を記載すること。
 - イ 「その理由」
根拠規定及びその理由を具体的に記載すること。理由の記載に当たっては、開示請求者がその理由を明確に認識し得る程度に具体的に記載しなければならない。
 - ウ 開示をしない部分が複数ある場合は、その全部を記載し、それぞれ開示をしない理由を記載すること。
 - エ 「開示する保有個人情報の利用目的」欄
法第61条第1項の規定に基づき特定した利用目的を記載すること。
なお、法第62条第2号又は第3号に該当するため利用目的を記載できない場合には、本欄に「法第62条第2号に該当」又は「法第62条第3号に該当」と記載すること。
 - オ 「開示の実施の方法」欄
開示決定に係る保有個人情報の開示の実施の方法を記載すること。
 - カ 「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」欄
開示を実施することができる日時及び開示の実施の場所を記載すること。
 - キ 「手数料及び写しの送付に要する費用」欄
 - ア 手数料
開示の実施に係る手数料を記載すること。
 - イ 送付に要する費用
自己を本人とする保有個人情報が記録されている行政文書等の写しを送付する場合の送付に要する費用を記載すること。
 - ク 「写しの送付を希望する場合の準備日数」欄
写しの送付を行う場合の準備日数を、開示請求者に送付される時期の目途が分かるように記載すること。

ケ 「担当課（所）」欄

開示請求に係る保有個人情報について開示決定をした担当課（所）名（本庁各課室にあつてはグループ名、出先機関にあつては課名）まで記載すること。

(2) 保有個人情報不開示決定通知書

ア 「開示請求に係る保有個人情報」欄

法第 78 条第 1 項各号に該当するとして不開示とする場合は、特定された保有個人情報の名称及び内容を具体的に記載すること。法第 81 条に該当するとして存否応答拒否する場合及び開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合については、開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄に記載されている事項を転記すること。

イ 「開示をしないこととした理由」欄

(ア) 法第 78 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合

根拠規定及びその理由を具体的に記載すること。記載の程度については、保有個人情報開示決定通知書と同様である。

〔記載例〕

「〇〇に記録されているあなたの保有個人情報には、あなた以外の特定の個人が識別できる情報が記録されています。」など

(イ) 法第 81 条に該当するとして存否応答拒否をする場合

根拠規定及びその理由を具体的に記載すること。なお、存否応答拒否の理由については、法第 78 条第 1 項第〇号の不開示情報を開示することとなるため開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにすることができない旨、及び仮に当該保有個人情報が存在するとしても、法第 78 条第 1 項第〇号に該当し不開示となる旨を記載することとなる。

〔記載例〕

「〇〇に関する保有個人情報の存在を答えること自体が法第 78 条第 1 項第 2 号の不開示情報を開示することとなるので開示請求に係る保有個人情報の存否を答えることはできません。また、仮に当該保有個人情報が存在するとしても、法第 78 条第 1 項第 2 号の規定により不開示情報に該当します。」など

(ウ) 開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合

〇〇（公文書名）には開示請求者の保有個人情報は記載されていない、〇〇（行政文書等名）は〇〇年〇〇月〇〇日に廃棄した、〇〇（行政文書等名）は作成していない等、当該保有個人情報を保有していない理由を記載すること。

〔記載例〕

「当該保有個人情報は、保存年限を満了したため、〇〇年〇〇月〇〇日に廃棄しました。」
「開示請求に係る保有個人情報は存在しません。」など

(エ) 開示請求書に形式上の不備がある場合（補正に応じない場合を含む）

形式的要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。

〔記載例〕

「保有個人情報を特定するのに必要な事項の記載が不十分であり、特定ができないため」
など

ウ 「担当課（所）」欄

開示請求に係る保有個人情報について開示決定をした担当課（所）名（本庁各課室にあつてはグループ名、出先機関にあつては課名）まで記載すること。

第 83 条 開示決定等の期限

第 83 条 開示決定等は、開示請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

〔趣旨〕

本条は、開示決定等の期限及び決定期限を延長する場合の手続について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「開示請求があった日」とは、開示請求書が開示決定等を行う権限のある行政機関等の事務所に「到達した日」のことを指し、「到達した日」とは、開示請求書が支配領域に入った日をいう。したがって、具体的には、以下のようになる。
 - ① 来所して開示請求を行う場合 開示請求者が来所して開示請求書を提出した日
 - ② 郵送で開示請求を行う場合 開示請求書が事務所に配達された日
- 2 決定期間は、開示請求があった日の翌日から起算し、30 日目に当たる日をもって満了となる。ただし、30 日目に当たる日が休日であるときは、その直後の休日でない日が満了日となる。
- 3 「当該補正に要した日数」とは、補正を求めた日の翌日から当該補正が完了した日までの日数をいう。なお、「補正を求めた日」とは、行政機関等において補正書の発送等を行った日をいう。したがって、具体的には、以下のようになる。
 - ① 開示請求者が補正に応じなかった又は補正には応じたがなお補正が不十分な場合
補正通知等を郵送した日の翌日から補正期限の日までの期間
 - ② 口頭で補正を求めた後、当該補正内容の補正通知等を郵送した場合
口頭で補正を求めた日の翌日から補正が完了した日までの期間
- 4 法第 77 条第 3 項の規定により、開示請求書の補正を求めた場合において、開示請求者が補正に応じない旨の意思表示を明確に行ったときは、決定期間が再び進行することとなる。
- 5 開示請求書に形式上の不備があっても、開示請求者に対し補正を求めないときは、当該開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等をしてしなければならない。
- 6 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、請求に係る保有個人情報の量の多少、請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、当該期限までの時期における他の処理すべき開示請求事案の量のほか、他の業務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断する。具体的には次のような場合が考えられる。
 - ① 第三者に関する情報が記録されているため、当該第三者に対して意見聴取を行う必要がある等保有個人情報の開示決定等に慎重な手続を要する場合
 - ② 開示請求の対象となる保有個人情報の種類・分量が多く、その内容を確認し、開示決定等の判断を行うことに相当の日数を要する場合
 - ③ 年末・年始の休日をはさみ、実質的に事務処理を行う日数が不足する場合
 - ④ 天災等が発生した場合等予測し得ない業務が増大した場合その他特に事務が繁忙な時期に当たる場合

- 6 本条第2項は、30日以内に限り開示決定等の期限を延長できる旨を定めており、本条第1項の30日と合わせると、開示請求があった日から最大60日以内となる。
- 7 30日以内に保有個人情報の開示決定等を行わず、また、決定期間の延長もしなかった場合には、不作為状態となり、開示請求者は、行政不服審査法の規定に基づく不作為についての審査請求及び行政事件訴訟法の規定に基づく不作為の違法確認の訴えを提起することが可能となる。

〔運用〕

- 1 本条第1項の規定により、法における当該期限は30日以内となる。しかし、旧条例において、開示決定等の期限が14日以内とされていたことを踏まえ、これまで14日以内に開示決定等を行っていたものが、特段の理由なくそれ以上の日数を要することのないようにするなど、可能なものは14日以内に開示決定等を行うものとする。
- 2 本条第2項の規定により、決定期間は、開示請求のあった日から最大60日まで延長することができるものであるが、必要最小限の範囲で延長期間を設定しなければならない。
- 3 決定期間を延長したときは、開示決定等期間延長通知書（細則別記様式第5号）により開示請求者に対し通知するとともに、その写しを文書学事課（情報公開推進室）に送付するものとする。なお、当該通知は、第1項に規定する期間内（30日以内）に行うものとする。
- 4 開示決定等期間延長通知書の記載上の留意事項は、次のとおりである。
 - (1) 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」欄
開示請求のあった保有個人情報の名称等を記載すること。
 - (2) 「延長後の期間」欄
延長後の期間を記載するとともに、開示決定等期限についても具体的に記載すること。
 - (3) 「延長の理由」欄
延長の理由を具体的に記載すること。
 - (4) 「担当課（所）」欄
本庁各課室にあつてはグループ名、出先機関にあつては課名まで記載すること。

第 84 条 開示決定等の期限の特例

第 84 条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

〔趣旨〕

本条は、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であって、そのすべてについて 60 日以内に開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合の開示決定等の期限の特例を定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「著しく大量」であるかどうかは、開示請求に係る保有個人情報の量とその審査等に要する業務量によることとなるが、行政機関等の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する業務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断する。
- 2 「事務の執行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の業務に容認できない遅滞等の支障を来す場合等をいう。
- 3 「相当の部分」とは、60 日以内に開示決定等を行うことができる部分をいう。
- 4 「相当の期間」とは、60 日以内に開示決定等を行う「相当の部分」を除いた残りの保有個人情報について、事務の遂行に著しい支障を生ずることなく、開示決定等ができる期間をいう。

〔運用〕

- 1 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量か否かの判断については、当該保有個人情報の量や情報の内容、開示決定等を行う行政機関等の事務処理体制等を総合的に勘案して、個別的に判断するものとする。
- 2 相当の部分については、開示請求に係る保有個人情報の主要な部分あるいは概要に当たる部分などを選定するものとする。なお、この際、開示請求者の意向も確認することが望ましい。
- 3 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限の上限は定められていないが、当該決定をするために必要とされる合理的な期間を設定するものとする。
- 4 担当課所は、本条を適用するときは、開示請求者に対し開示決定等期限特例延長通知書（細則別記様式第 6 号）により通知するとともに、その写しを文書学事課（情報公開推進室）に送付するものとする。なお、当該通知は、法第 83 条第 1 項に規定する期間内（30 日以内）にしなければならない。
- 5 担当課所が、開示請求に係る保有個人情報の相当の部分につき開示決定等をしたときは、開示決定等の内容に応じ、細則に定める各決定通知書により開示請求者に対し通知し、残りの保有個人情報について開示決定等をしたときも、同様に各決定通知書により開示請求者に対し通知する。また、各決定通知書の写しを文書学事課（情報公開推進室）に送付するものとする。

- 6 開示決定等期限特例延長通知書の記載上の留意事項は、次のとおりである。
- (1) 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」欄
開示請求のあった保有個人情報の名称等を記載すること。
 - (2) 「法第 84 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由」欄
法第 84 条の規定を適用する理由を具体的に記載する。
 - (3) 「開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期限」欄
相当の部分について開示決定等をする期限となる日を記載すること。
 - (4) 「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」欄
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限となる日を記載する。
 - (5) 「担当課（所）」欄
本庁各課室にあつてはグループ名、出先機関にあつては課名まで記載すること。

第 85 条 事案の移送

- 第 85 条** 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第 82 条第 1 項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

〔趣旨〕

本条は、保有個人情報の内容に関して他の行政機関等がより精通している場合など、事案を移送して他の行政機関の長等が開示決定等の判断を行い、開示の実施を行うことが適切と考えられる場合もあることから、他の行政機関の長等に移送する場合の要件、手続、効果について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」とは、他の行政機関の長等の方が開示請求に係る保有個人情報について開示決定等の判断をより適切に行うことができると認められるときをいい、具体的には次のようなものが考えられる。
- ① 開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものであるとき
 - ② 開示請求に係る保有個人情報を記録した行政文書等が他の行政機関等と共同で作成されたものであるとき
 - ③ 開示請求に係る保有個人情報の重要な部分が、他の行政機関等の事務・事業に係るものであるとき
- 2 事案の移送は、開示請求を受けた行政機関の長等の一方的な判断により行うことはできず、移送先となる行政機関の長等との協議が整った場合に行うことができるものである。
- 3 「移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす」とは、事案を移送した行政機関の長等が移送前に補正命令をした場合や決定期間を延長した場合等は、当該行為は移送を受けた行政機関の長等が行ったものとみなされることをいう。
- 4 事案の移送は、開示請求を受けた行政機関等が請求に係る保有個人情報を保有しているものの、開示・不開示の判断については他の行政機関の長等が行うことが適当な場合に行われるものである。したがって、開示請求を受けた行政機関等が開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合には、事案の移送の問題ではなく、不開示決定を行う。

〔運用〕

- 1 移送については、担当課所において対応するものとする。
- 2 協議が整ったときは、移送をする行政機関の長等は、事案の移送の決定を行い、移送を受ける行政機関の長等に対し、その旨を開示請求事案移送書（細則別記様式第7号）により通知するとともに、その写しを文書学事課（情報公開推進室）に送付するものとする。また、開示請求者に対し、開示請求事案移送通知書（細則別記様式第8号）により通知する。
- 3 事案を移送した場合には、移送を受けた行政機関の長等において開示決定等を行うことになるが、移送した行政機関の長等は、開示の実施に必要な協力をする（法第85条第3項）こととされている。このため、移送した行政機関の長等は、次のような協力を行う。
 - ① 移送前にした行為の記録の提供
 - ② 開示請求書及び事案を移送した旨の書面の写しの提供
 - ③ 移送先の行政機関等が開示請求に係る保有個人情報記録した行政文書等を保有していない場合には、当該行政文書等の写しの提供又は原本の貸与
 - ④ 閲覧する方法による開示の実施のための行政文書等の貸与又は閲覧場所の提供
- 4 他の行政機関の長等から移送の協議の申入れがあった場合は、移送の対象となる請求に係る個人情報に関する事務を所管する担当課所において当該協議に応じるものとする。
- 5 移送を受けた行政機関の長等は、自らの開示決定の期限内に開示決定等を行わなければならないが、この期限は、移送をした行政機関の長等が開示請求があった日から起算される。そのため、移送の協議は、開示請求を受け付けた後速やかに開始し、原則1週間以内に終了するものとする。

また、移送を受けた行政機関の長等は、開示決定等を行ったときは、移送をした行政機関の長等に対して、速やかに開示決定等の結果について連絡するものとする。
- 6 開示請求事案移送書の記載上の留意事項は次のとおりである。
 - (1) 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」欄
開示請求のあった保有個人情報の名称等を記載すること。
 - (2) 「開示請求者の氏名等」欄
 - ア 氏名
開示請求者の氏名（代理人からの請求の場合は代理人の氏名）を記載すること。
 - イ 住所
開示請求者の住所又は居所（代理人からの請求の場合は代理人の住所又は居所）を記載すること。
 - ウ 電話番号
開示請求者の電話番号を記載すること。
 - エ 代理人による開示請求の場合
本人の状況、氏名及び住所又は居所について記載すること。
 - (3) 「添付資料等」欄
開示請求書の写し、移送前に行った開示請求者とのやり取りの状況の概要等参考になる情報を添付し、併せて添付資料欄に記載すること。
 - (4) 「他の行政機関の長等への移送の有無」欄
開示請求の移送を他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨を記載する。
 - (5) 「担当課（所）」欄
本庁各課室にあつてはグループ名、出先機関にあつては課名まで記載すること。

7 開示請求事案移送通知書の記載上の留意事項は次のとおりである。

(1) 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」欄

開示請求のあった保有個人情報の名称等を記載すること。

(2) 「移送をした日」欄

移送をした日を記載すること。

(3) 「移送の理由」欄

移送をした理由を記載すること。

(4) 「移送先の行政機関の長等」欄

移送先の行政機関の長等並びに担当課室名、担当者名、所在地及び電話番号を記載する。

また、移送先が複数の場合には、それぞれの行政機関の長等について同様に記載する。

(5) 「担当課（所）」欄

開示請求を受けた行政機関等の担当課所名及びグループ名又は担当課名等を記載する。

第 86 条 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

- 第 86 条** 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第 105 条第 2 項第 3 号及び第 107 条第 1 項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 78 条第 1 項第 2 号ロ又は同項第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 80 条の規定により開示しようとするとき。
- 3 行政機関の長等は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 105 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

〔趣旨〕

本条は、開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されている場合に、開示決定等に先立ち、当該第三者に対し意見書の提出の機会を与えること等について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 本条第 1 項及び第 2 項の規定により第三者から意見聴取を行うことは、当該第三者に開示決定等について同意権を付与するものではない。したがって、当該第三者から反対意見書が提出された場合においても、その意見に拘束されるものではない。
- 2 本条第 1 項は、開示決定等の判断の参考資料とするために意見聴取できる旨を定めるものであり、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることを義務付けるものではない（任意的意見聴取）。
- 3 本条第 2 項は、第三者に関する情報を「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するとして開示する場合及び個人の権利利益を保護するため特に開示する必要があると認められるとして裁量により開示する場合について、第三者保護の観点から、意見書の提出の機会の付与を義務付けるものである（必要的意見聴取）。
- 4 「当該第三者の所在が判明しない場合はこの限りではない」とは、商業登記や公になっている記録を調査する等の合理的努力をしたにも関わらず第三者の所在が判明しない場合をいう。
- 5 「直ちに」とは、「即時に」、「間をおかずに」という意味であり、第三者に対する通知が遅滞すると、実質的に当該第三者の開示決定を争う機会を保障することができないので、この通知の遅滞は許されない。

〔運用〕

- 1 行政機関等は、本条の第三者から除かれているが、意見照会の必要性を否定するものではない。必要があるときは、行政機関等に対して、開示することにより生じる支障の有無、程度等について適宜の方法により意見照会や事実関係の確認を行うものとする。
- 2 本条第1項及び第2項の規定により、第三者に意見書の提出の機会を与えるときは、当該第三者に対し、保有個人情報の開示に係る意見書（細則別記様式第11号）を添付し、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第1項適用）（細則別記様式第9号）又は保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第2項適用）（細則別記様式第10号）により通知するものとする。
- 3 意見書の提出の機会を与えられた第三者から反対意見書が提出された場合において、開示決定をするときは、決定後直ちに当該第三者に対し開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を保有個人情報開示決定結果通知書（細則別記様式第12号）により通知しなければならない。なお、第三者からの意見のとおり不開示決定をする場合においても、適宜の方法により通知すべきである。
- 4 保有個人情報の開示に係る意見照会書の記載上の留意事項は、次のとおりである。
 - (1) 「開示請求に係る保有個人情報の名称等」欄
開示請求のあった保有個人情報の名称等を記載すること。
 - (2) 「開示請求の年月日」欄
開示請求が行われた年月日を記載すること。
 - (3) 「法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由」欄（別記様式第10号）
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分について、該当する口にレ点を記入すること。また、それぞれの適用理由を記載すること。
 - (4) 「開示請求に係る保有個人情報に含まれている_____に関する情報の内容」欄
開示請求に係る保有個人情報に含まれている第三者に関する情報の内容を記載すること。
 - (5) 「意見書の提出先（担当課（所））」欄
意見書の提出先となる担当課（所）名（本庁各課室にあつてはグループ名、出先機関にあつては課名）を記載すること。
 - (6) 「意見書の提出期限」欄
意見書の提出期限を記載すること。
- 5 保有個人情報開示決定結果通知書の記載上の留意事項は、次のとおりである。
 - (1) 「開示請求に係る保有個人情報名称等」欄
開示請求のあった保有個人情報の名称等を記載すること。
 - (2) 「開示することとした理由」欄
第三者に係る情報が不開示事由に該当しないことと判断した理由又は裁量開示が必要と判断した理由を記載すること。なお、本欄には、当該第三者に係る部分のみの記載で足りる。
 - (3) 「開示決定をした日」欄
当該保有個人情報の開示を決定した日を記載すること。
 - (4) 「開示を実施する日」欄
開示を実施する日を記載すること。この場合においては、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないことに留意すること。
 - (5) 「担当課（所）」欄
本庁各課室にあつてはグループ名、出先機関にあつては課名まで記載すること。

第 87 条 開示の実施

- 第 87 条** 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第 82 条第 1 項に規定する通知があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

〔趣旨〕

本条は、保有個人情報の開示の実施手続を定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき」とは、原本が汚損、破損しやすいためであるような場合をいう。
- 2 「その他正当な理由があるとき」とは、原本を業務に利用する必要があり、これを閲覧に供すると事務に支障を及ぼす場合等をいう。
- 3 「第 82 条第 1 項に規定する通知があった日」とは、保有個人情報開示決定通知書が開示を受けるもののもとに到達した日をいう。
- 4 第 4 項の「正当な理由」とは、災害に遭遇したり、病気や傷害で入院したこと等をいう。

〔運用〕

- 1 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の方法は、次のとおりである（細則第 9 条第 1 項）。
 - (1) 開示決定に係る保有個人情報の原本を閲覧に供し、又はその写しを交付することにより行う。また、閲覧の方法による開示を受ける者が文書等の書写又はカメラ等による撮影を申し出た場合は、原則としてこれを認めるものとする。
 - (2) 開示請求の対象とならない部分が、閲覧に供する文書又は図画の一部に記録されている場合における開示の実施の方法は、次のとおりとする。
 - ア 開示請求の対象となる部分と開示請求の対象とならない部分が別のページに記録されている場合は、開示請求の対象とならない部分に係るページを取り外したものにより開示を実施するものとする。ただし、開示請求の対象とならない部分に係るページを取り外すことができない場合は、当該ページを除いて複写し、又は当該ページに袋をかけて閉鎖したものにより開示を実施するものとする。

イ 開示請求の対象となる部分と開示請求の対象とならない部分が同一のページに記録されている場合は、当該ページの全部を複写機で複写し、開示請求の対象とならない部分を白色テープ等で消し、それを再度複写したもの又は開示請求の対象とならない部分を白色テープ等により遮へいして複写したものにより開示を実施するものとする。この場合において、当該開示請求の対象とならない部分には、開示請求の対象となる保有個人情報が記録されていない旨を付記するものとする。

(3) マイクロフィルムの開示は、複写した物を閲覧に供し、又は交付することにより行う。

(4) 閲覧に当たっては、担当課所の職員が立ち会うものとし、開示を受ける者の求めに応じ、可能な範囲で説明を行うものとする。

2 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法は、次のとおりである。ただし、保有するプログラムにより行うことができるものに限る（細則第9条第2項）。

(1) 専用機器により再生したものの閲覧、視聴又は聴取

(2) 光ディスクに複写したものの交付

(3) 用紙に出力したものの閲覧又は交付

3 電磁的記録に記録されている保有個人情報が、不開示情報に該当する部分とその他の部分からなる場合であって、これを区分して閲覧、視聴、聴取又は複製物の作成を行うことが多くの時間や多額の経費を要するときは、当該電磁的記録の部分開示は行わない。なお、用紙に出力したものにより開示の実施を行うことができる場合は、文書又は図画に記録された保有個人情報の開示の方法と同様の方法により部分開示を行うものとする。

4 写し又は複製物の交付部数は、請求1件につき1部とする。

5 郵送による開示の請求を受けた場合において、郵送による開示の実施をするときは、書留かつ本人限定受取の指定をするなど、個人情報の漏えい、滅失及び毀損その他の事故を発生させないための十分な手続が必要である。なお、当該手続に要する費用については、政令第28条第4項の規定により、開示請求者に対して負担を求めることになる。

6 開示の実施の方法等の申出

(1) 開示を受けるものからの申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（細則別記様式第13号。以下「申出書」という。）によるものとする。なお、申出書は、保有個人情報開示決定通知書に添付して交付するものとする。

(2) 開示を受けるものが開示の実施の方法又は日時の変更を希望しないときは、改めて申出書の提出を求める必要はない。

7 申出書は、次により記載を求めるものとする。

(1) 「保有個人情報開示決定通知書の番号等」欄

保有個人情報開示決定通知書の日付及び文書番号の記載を求めるものとする。

(2) 「求める開示の実施の方法」欄

ア 保有個人情報開示請求書の「求める開示の実施方法等」欄に記載がある場合

(ア) 保有個人情報開示決定通知書の「開示の実施の方法」欄に記載された方法の変更を希望するときは、「開示の実施の方法」欄に記載された方法の中から、開示を受ける者が希望する開示の方法の記載を求めるものとする。

(イ) 開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる開示の実施方法を希望するときは、各実施方法を選択し、「一部」欄に該当する部分の記載を求めるものとする。

イ 保有個人情報開示請求書の「求める開示の実施方法等」欄に記載がない場合

(ア) 保有個人情報開示決定通知書の「開示の実施の方法」欄に記載された方法の中から、開示を受ける者が希望する開示の方法の記載を求めるものとする。

(イ) 開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる開示の実施方法を希望するときは、各実施方法を選択し、「一部」欄に該当する部分の記載を求めるものとする。

(3) 「開示の実施を希望する日」欄

保有個人情報開示決定通知書で提示した日から選択した、希望する開示の実施の日時の記載を求めるものとする。

(4) 「写しの送付の希望の有無」欄

写しの送付を希望する場合のみ記載を求めるものとする。

「1 有」「2 無」のうち該当するものの番号を○で囲み、「1 有」の場合は同封する郵便切手の額を記載するものとする。

第 88 条 他の法令による開示の実施との調整

第 88 条 行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第 1 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第 1 項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

〔趣旨〕

本条は、他の法令の規定により保有個人情報の開示の手続が定められている場合における当該手続と法に基づく開示との調整について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「他の法令」には、条例を含む。
- 2 「開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。」とは、他の法令による開示に期間が定められている場合は、その期間外においては、法に基づく開示を行う。
- 3 「一定の場合には開示をしない旨の定め」とは、例えば、不当な目的の開示請求は拒否できる旨の規定をいい、このような場合は、第 1 項の規定による調整は行われぬ。

〔運用〕

- 1 法令等の規定により開示を求めることができる場合としては、次のようなものがある。
 - ・ 建築基準法第 93 条の 2 の規定による建築計画概要書の閲覧
 - ・ 行政不服審査法第 38 条第 1 項の規定による、提出書類等の閲覧
 - ・ 宅地建物取引業法第 10 条の規定による宅地建物取引業免許申請書等の閲覧
 - ・ 都市計画法第 47 条第 5 項の規定による開発登録簿の閲覧及び写しの交付
 - ・ 建設業法第 13 条の規定による建設業許可申請書等の閲覧
- 2 情報公開条例による公文書開示請求との関係では、情報公開条例と個人情報保護法は、その趣旨、目的、求める客体が異なるものであるから、請求者の選択に応じ、どちらの制度による請求でも利用できることになる。ただし、情報公開条例では、請求者が誰であるかを問わず、たとえ本人からの請求であっても、何人に対しても開示し得るかどうかといった観点から開示、不開示の判断を行うこととされていることから、個人が識別できる情報は、原則不開示となるものである。したがって、自己に関する個人情報を知りたいという場合は、請求者の意向に沿うものと思われることから、請求の受付を行う際に、請求者の意向を尊重しつつ、助言を行うものとする。

第 89 条 手数料

第 89 条

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

〔趣旨〕

本条は、開示請求の手数料について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 開示請求の手数料は本項により各地方公共団体の条例で定めるものとされている。本県においては栃木県手数料条例（昭和 31 年栃木県条例第 1 号）に定められており、具体的な手数料の額は以下のとおりである。（用紙は日本産業規格 A 列 3 番以下のものに限る。）
 - ① 用紙に単色刷りで複写又は出力したもの 1 面につき 10 円
 - ② 用紙に多色刷りで複写又は出力したもの 1 面につき 80 円
 - ③ 光ディスク 1 枚につき 50 円
- 2 保有個人情報の開示を受ける者が、写しの送付を求める場合には、地方公共団体の規則で定める方法により、送付に要する費用を納付するものとされている（政令第 28 条第 4 項）。本県においては、以下の方法を定めている（細則第 11 条）
 - ① 郵便切手
 - ② 郵便為替証書
 - ③ 現金
- 3 手数料及び送付に要する費用は、開示の実施を行う時に徴収する。

〔運用〕

- 1 手数料の徴収は、口頭による納入の通知をして、現金（現金に代えて納付される郵便為替証書を含む。）により徴収するものとする。
- 2 手数料及び送付に要する費用の徴収事務は、次に掲げる機関が行うものとする。
 - (1) 本庁で開示を実施した場合 文書学事課（情報公開推進室）
 - (2) 出先機関で開示を実施した場合 当該出先機関

訂正

第 90 条 訂正請求権

第 90 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第 98 条第 1 項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第 88 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第 127 条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

〔趣旨〕

本条は、何人も自己を本人とする保有個人情報の訂正請求を行うことができること、代理人による請求も認められていることを定めたものである。

なお、訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならないとされている。これは、時間の経過とともに、保有個人情報が開示時点の内容とは異なっていたり、保存期間の満了により消去されることがあることから、制度の安定的な運営に配慮するためである。

〔解釈〕

- 1 「法令」には、条例も含まれる。
- 2 訂正請求の対象となるのは「事実」である。「事実」とは、氏名、住所、家族構成、学歴、職歴、資格等客観的に正誤を判断することができる事項をいう。したがって、個人に対する評価、判断等の客観的な正誤の判定になじまない事項については、訂正請求の対象とはならない。
- 3 「事実でない」とは、個人情報を取り扱う事務の目的、内容及び当該個人情報の内容、性質等から判断して、事実とされるべき個人情報の内容と記録されている保有個人情報の内容が合致していないことをいう。したがって、過去の一定の時点で取得した保有個人情報の内容が現在では不正確である場合でも、取得した時点の資料として使用する限り、事実合致している。
- 4 「訂正」とは、事実合致しない保有個人情報の内容を事実合致させることをいい、事実合致しない保有個人情報の内容を事実合致する内容に直すこと（狭義の訂正）のほか、不足している内容を加えること（追加）及び事実合致しない内容を削ること（削除）を含む。
- 5 「開示を受けた日」とは、事務所における開示の場合には当該実施日、写しの送付の方法による場合には開示請求者に写しが郵送された日を指す。したがって、「開示を受けた日」の翌日から起算して 90 日以内に、訂正請求書を投函等すれば足りる。

〔運用〕

行政機関等には、法第 65 条の規定により正確性の確保が義務づけられていることから、保有個人情報の事実の誤りを発見した場合は、訂正請求がなくても訂正を行う必要がある。

第 91 条 訂正請求の手続

第 91 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

〔趣旨〕

本条は、保有個人情報の訂正請求の方法、本人等の確認のための手続及び訂正請求書に不備がある場合の手続を定めたものである。

〔解釈〕

- 1 保有個人情報の訂正請求は、訂正請求権者の権利の行使として、保有個人情報を訂正するか否かの決定という行政処分を法的に求める手続であり、場合によっては、審査請求や行政事件訴訟につながることも予想されるものである。したがって、請求権者であることやその請求に係る内容を明確にしておく必要があるため、訂正請求は書面を提出して行わなければならない。
- 2 「当該保有個人情報を特定するに足りる事項」とは、訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称又は記録されている行政文書等の名称等訂正請求に係る保有個人情報の具体的な内容のほか、行政機関等の職員が、訂正請求に係る保有個人情報を特定し得る程度の記載をいう。
- 3 「訂正請求の趣旨及び理由」とは、訂正を求める箇所及び訂正をすべき内容（どのように訂正するか）をいう。
- 4 「訂正請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類」は、開示請求と同様である（政令第 29 条）。本人であることを証明する書類としては、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、旅券等を、法定代理人であることを証明する書類としては、戸籍謄本、登記事項証明書等、本人の委任による代理人であることを証明する書類としては、本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付があるものに限る。）等がある。
- 5 「形式上の不備」とは、法第 91 条第 1 項の記載事項が記載されていない場合や本人確認書類が提示又は提出されていない場合等が該当する。訂正請求に係る保有個人情報が法第 90 条第 1 項各号に該当しない場合（保有個人情報の開示を受けていない場合）及び開示を受けた日から 90 日を経過した後に訂正請求がなされた場合は、形式上の不備には該当しない。
- 6 「相当の期間」とは、訂正請求書を補正するために必要とされる合理的な期間をいう。
- 7 補正の結果、訂正請求書の形式上の不備が修正された場合は、当初から適法な訂正請求があったものとして取り扱われるものであるが、補正に要した日数は、訂正決定等の期間には含まれない（法第 94 条第 1 項）。

〔運用〕

- 1 訂正請求書の受付に係る事務については、開示請求書の受付に係る事務と同様である。
- 2 保有個人情報訂正請求書（細則別記様式第14号）の記入上の留意点は、次のとおりである。
 - (1) 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」欄
保有個人情報の開示の実施を受けた日が記載されていること。
 - (2) 「保有個人情報開示決定通知書の番号等」欄
保有個人情報開示決定通知書の日付及び文書番号が記載されていること。
 - (3) 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等」欄
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称が記載されていること。
 - (4) 「訂正請求の趣旨及び理由」欄
 - ア 訂正請求の趣旨
どのような訂正を求めるかについて具体的に記載されていること。
 - イ 訂正請求の理由
訂正請求の趣旨を裏付ける根拠が記載されていること。
 - (5) 「本人確認等」欄
 - ア 「訂正請求者」欄
請求者の区分に応じて、該当する□に✓印が付されていること。
 - イ 「請求者本人確認書類」欄
本人確認書類の種別に応じて、該当する□に✓印が付されていること。
 - ウ 「送付による請求の場合」欄（送付による請求の場合のみ）
送付先確認書類の種別に応じて、該当する□に✓印が付されていること。
 - エ 「代理人が請求する場合」欄（代理人による請求の場合のみ）
 - (ア) 訂正請求に係る保有個人情報の本人が、未成年者若しくは成年被後見人又は委任者のいずれに該当するのか、該当する□に✓印が付されていること。なお、本人が未成年者である場合には、生年月日が併せて記載されていること。
 - (イ) 訂正請求に係る保有個人情報の本人の氏名が記載されていること。
 - (ウ) 訂正請求に係る保有個人情報の本人の住所又は居所が記載されていること。なお、代理人の住所又は居所と同様の場合は、「請求者に同じ」の記載で差し支えないこと。
 - (エ) 代理人の資格を証する書類の種別に応じて、該当する□に✓印が付されていること。

第 92 条 保有個人情報の訂正義務

第 92 条 行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

〔趣旨〕

本条は、訂正請求があったときの訂正義務について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 訂正請求があった場合、訂正請求に理由があるかどうかを審査し、以下のとおり、保有個人情報の訂正をする旨又はしない旨の決定を行う。
 - ① 保有個人情報の内容が事実であることが判明した場合
訂正請求に理由があると認められないため、不訂正の決定を行う。
 - ② 保有個人情報の内容が事実と異なるが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合
訂正請求に理由があると認められないため、不訂正の決定を行う。
 - ③ 保有個人情報の内容が事実であるか否か判明しない場合
訂正請求に理由があるかどうか明らかでないため、不訂正の決定を行う。
 - ④ 保有個人情報の内容が事実でないことが判明し、訂正請求に理由があると認められる場合（訂正請求に係る請求内容の一部について理由があると認められる場合を含む。）
利用目的に照らして、訂正するかどうかを判断し、訂正決定又は不訂正決定を行う。
- 2 「利用目的の達成に必要な範囲内で」とは、例えば、過去の一定時点の事実のみで足りる場合、現在の事実を必要とする場合、過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合があり得ることから、利用目的に応じて必要な範囲内で訂正を行うこととなる。
- 3 訂正等の効果が及ぶのは、当該保有個人情報自体であり、訂正等の前に当該保有個人情報に基づいて行政処分がなされていたとしても、当該処分の効力に当然に影響するわけではない。

〔運用〕

- 1 請求時に行政文書等に記録されていた保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合には、必要に応じて職権で訂正を行う。この場合には、一般的には、訂正請求者に対して示す不訂正理由の中で、実際の事実関係について記載するとともに、職権で訂正する旨も併せて記載することが望ましい。
- 2 保有個人情報の内容が事実であるか否か判明しなかった場合で、当該保有個人情報を行政処分その他行政行為のための基礎資料として利用することがあり得るような場合には、当該保有個人情報の利用に当たり、その事実関係が明らかでない旨が分かるように、その旨をメモとして残すなど記録しておくことが適当である。

第 93 条 訂正請求に対する措置

第 93 条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

〔趣旨〕

本条は、訂正決定等の内容及び通知の方法について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定及び全部を訂正しない旨の決定は、開示決定等と同様、行政処分であるから、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による救済の対象となるものである。
- 2 訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する旨の決定及び全部を訂正しない旨の決定を行う場合は、行政手続法第 8 条第 1 項の規定により理由を提示しなければならない（法第 82 条（開示請求に対する措置）参照）。
- 3 訂正請求に基づき、当該請求内容の一部について訂正を実施することを決定した場合（例えば、訂正請求書には 10 か所の訂正が記載されているが、訂正の決定はこのうちの 5 か所だけとした場合等）には、訂正決定を行った上、訂正決定通知書に不訂正とした部分及びその理由を記載する。

〔運用〕

- 1 保有個人情報の訂正決定等に係る事務は、訂正請求に係る保有個人情報に関する事務を所掌している課所等において行うものとし、訂正決定等に係る決裁区分は、栃木県事務決裁及び委任規則の規定により、本庁各課室（課内室を除く。）においては課長専決、出先機関においては出先機関の長の専決となっている。
- 2 保有個人情報の訂正決定等は、訂正請求書が適法なものか、当該保有個人情報が法第 92 条に規定する事項に該当するか否かの判断により行うものであるが、その判断を適正に行い、制度の統一的運用を図るため、その判断に当たっては、必要に応じ、文書学事課（情報公開推進室）と事前協議を行うものとする。
- 3 訂正請求者が代理人である場合は、訂正決定等の通知を受け取る時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、必要に応じて、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認するものとする。
- 4 担当課所は、訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨の決定をしたときは、速やかに、当該保有個人情報の訂正を行うものとする。なお、訂正の実施の方法は、次のとおりとする。
 - (1) 文書又は図画に記録されている保有個人情報の場合
 - ア 誤っていた保有個人情報を消去し、新たに記載（入力）する方法
 - イ 誤っていた保有個人情報を二本線で見え消しし、余白部分等に新たに記載する方法
 - ウ 誤っていた保有個人情報に下線を引く等誤りの部分を明示した上、別紙等により保有個人情報が誤っていた旨及び正確な内容を記載して添付する方法
 - (2) 電磁的記録に記録されている保有個人情報の場合
電磁的記録の該当部分を消去し、新たに入力する方法。なお、出力した用紙に記録されている保有個人情報についても訂正すること。

- 5 担当課所は、訂正決定等をしたときは、決定の内容に応じて、保有個人情報訂正決定通知書（細則別記様式第 15 号）、保有個人情報不訂正決定通知書（細則別記様式第 16 号）により訂正請求者に対し通知するものとする。
- 6 担当課所は、訂正決定等をしたときは、各決定通知書及び訂正請求書の写しを文書学事課（情報公開推進室）に送付するものとする。
- 7 各決定通知書の記載上の留意事項は、次のとおりである。
 - (1) 保有個人情報訂正決定通知書
 - ア 「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」欄
特定した保有個人情報の内容を具体的に記載すること。
 - イ 「訂正請求の趣旨」欄
訂正請求者が求める訂正請求の内容を記載すること。
 - ウ 「訂正の決定をする内容及び理由」欄
訂正請求に係る保有個人情報のうち、訂正することとした保有個人情報の訂正箇所及び訂正後の情報の内容（どのように訂正するか）を記載すること。
また、訂正請求に係る保有個人情報のうち、訂正しないこととした保有個人情報の内容及び訂正しないこととした理由を具体的に記載すること。
 - エ 「担当課（所）」欄
訂正請求に係る保有個人情報について訂正決定をした担当課（所）名（本庁各課室にあってはグループ名、出先機関にあっては課名）まで記載すること。
 - (2) 保有個人情報不訂正決定通知書
 - ア 「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」欄
特定した保有個人情報の内容を具体的に記載すること。
 - イ 「訂正をしない理由」欄
訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正しない理由を具体的に記載すること。
 - (ア) 訂正請求に理由があると認められない場合
事実を確認するためにどのような調査を行ったのか、調査の結果、どのような事実が判明したのか等について記載する。なお、保有個人情報の内容及び訂正請求の内容のいずれも事実と異なることが判明し、職権で訂正を行う場合は、その旨を記載する。
 - (イ) 訂正が利用目的の達成に必要な範囲を超える場合
訂正請求に理由があると認められるにもかかわらず、当該保有個人情報の利用目的の達成という観点からみて、当該保有個人情報を訂正する必要がないと判断する具体的な理由について記載する。
 - (ウ) 訂正請求書に形式上の不備がある場合
形式的要件（必要的記載事項の記載、保有個人情報の特定等）として求められる要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。
 - (エ) 訂正請求に係る保有個人情報が法第 90 条第 1 項各号に該当しない場合又は同条第 3 項の期間を徒過した後に訂正請求がなされた場合
法に基づく保有個人情報の開示を受けていない旨又は開示を受けた日から 90 日を過ぎている旨をそれぞれ記載する。
 - ウ 「担当課（所）」欄
訂正請求に係る保有個人情報について不訂正決定をした担当課（所）名（本庁各課室にあってはグループ名、出先機関にあっては課名）まで記載すること。

第 94 条 訂正決定等の期限

第 94 条 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 91 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

〔趣旨〕

本条は、訂正決定等の期限及び決定期限を延長する場合の手續について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「訂正請求があった日」とは、訂正請求書が訂正決定等を行う権限のある行政機関等の事務所に「到達した日」のことを指し、「到達した日」とは、訂正請求書が支配領域に入った日をいう。したがって、具体的には、以下のようになる。
 - ① 来所して訂正請求を行う場合 訂正請求者が来所して訂正請求書を提出した日
 - ② 郵送で訂正請求を行う場合 訂正請求書が事務所に配達された日
- 2 決定期間は、訂正請求があった日の翌日から起算し、30 日目に当たる日をもって満了となる。ただし、30 日目に当たる日が休日である場合は、その直後の休日でない日が満了日となる。
- 3 訂正請求書の補正に係る手續は、開示請求の場合と同様である。
- 4 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、請求に係る保有個人情報量の多少、請求に係る保有個人情報の訂正・不訂正の審査の難度のほか、他の業務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該訂正請求の事務処理が困難となるか否かにより判断する。具体的には次のような場合が考えられる。
 - ① 訂正請求に理由があるかどうかを確認するために行う調査に時間を要する場合
 - ② 調査の結果に基づき訂正するか否か又はどの範囲で訂正するか判断に時間を要する場合
 - ③ 年末・年始の休日をはさみ、実質的に事務処理を行う日数が不足する場合
 - ④ 天災等が発生した場合等予測し得ない業務が増大した場合その他特に事務が繁忙な時期に当たる場合
- 5 本条第 2 項は、30 日以内に限り訂正決定等の期限を延長できる旨を定めており、本条第 1 項の 30 日以内と合わせると、訂正請求があった日から最大 60 日以内となる。
- 6 30 日以内に保有個人情報の訂正決定等を行わず、また、決定期間の延長もしなかった場合には、不作為状態となり、訂正請求者は、行政不服審査法の規定に基づく不作為についての審査請求及び行政事件訴訟法の規定に基づく不作為の違法確認の訴えを提起することが可能となる。

〔運用〕

- 1 本条第 2 項の規定により、決定期間は、訂正請求のあった日から最大 60 日まで延長することができるものであるが、必要最小限の範囲で延長期間を設定しなければならない。
- 2 決定期間を延長したときは、訂正決定等期間延長通知書（細則別記様式第 17 号）により訂正請求者に対し通知するとともに、その写しを文書学事課（情報公開推進室）に送付するものとする。なお、当該通知は、第 1 項に規定する期間内（30 日以内）に行うものとする。

3 訂正決定等期間延長通知書の記載上の留意事項は、次のとおりである。

(1) 「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」欄

訂正請求のあった保有個人情報の名称等を記載すること。

(2) 「延長後の期間」欄

延長後の期間を記載するとともに、訂正決定等期限についても具体的に記載すること。

(3) 「延長の理由」欄

延長の理由を具体的に記載すること。

(4) 「担当課（所）」

本庁各課室にあつてはグループ名、出先機関にあつては課名まで記載すること。

第 95 条 訂正決定等の期限の特例

第 95 条 行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

〔趣旨〕

本条は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときに訂正決定等の期限の特例を定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとき」とは、第三者からの証言を得る等の事情により、事実の調査に長期間を要する場合等をいう。
- 2 「相当の期間」とは、訂正決定等を行うに当たって必要とされる合理的な期間をいうが、期限を設けることによって請求者の立場が不安定になることを防ぐため、調査・判断等の困難性を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。

〔運用〕

- 1 保有個人情報について訂正決定等をする期限の上限は定められていないが、当該決定をするために必要とされる合理的な期間を設定するものとする。
- 2 担当課所は、本条を適用するときは、訂正請求者に対し訂正決定等期限特例延長通知書（細則別記様式第 18 号）により通知するとともに、その写しを文書学事課（情報公開推進室）に送付するものとする。なお、当該通知は、法第 94 条第 1 項に規定する期間内（30 日以内）にしなければならない。
- 3 担当課所が、訂正請求に係る保有個人情報の訂正決定等をしたときは、訂正決定等の内容に応じ、細則に定める各決定通知書により訂正請求者に対し通知するとともに、その写しを文書学事課（情報公開推進室）に送付するものとする。
- 4 訂正決定等期限特例延長通知書の記載上の留意事項は、次のとおりである。
 - (1) 「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」欄
訂正請求のあった保有個人情報の名称等を記載すること。
 - (2) 「法第 95 条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由」欄
法第 95 条の規定を適用する理由を具体的に記載する。
 - (3) 「訂正決定等をする期限」欄
訂正決定等をする期限となる日を記載する
 - (4) 「担当課（所）」欄
本庁各課室にあつてはグループ名、出先機関にあつては課名まで記載すること。

第 96 条 事案の移送

第 96 条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報に第 85 条第 3 項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第 93 条第 1 項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

〔趣旨〕

本条は、移送を受けた行政機関の長等によって開示が行われた場合等、事案を移送して他の行政機関の長等が訂正決定等の判断を行うことが適切と考えられる場合もあり得ることから、事案を他の行政機関の長等に移送する場合の要件、手続、効果を定めたものである。

〔解釈〕

- 「訂正請求に係る保有個人情報に第 85 条第 3 項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」とは、他の行政機関の長等の方が訂正請求に係る保有個人情報について訂正決定等の判断をより適切に行うことができると認められるときをいい、具体的には次のようなものが考えられる。
 - 訂正請求に係る保有個人情報が他の行政機関等により開示されたものであるとき
 - 訂正請求に係る保有個人情報が他の行政機関等により開示決定されたものであるとき
 - 訂正請求に係る保有個人情報の事務・事業の主要部分が他の行政機関等で行われているとき
- 事案の移送は、訂正請求を受けた行政機関の長等の一方的な判断により行うことはできず、移送先となる行政機関の長等との協議が整った場合に行うことができるものである。
- 「移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものみなす」とは、事案を移送した行政機関の長等が移送前に補正命令をした場合や決定期間を延長した場合等は、当該行為は移送を受けた行政機関の長等が行ったものとみなされることをいう。
- 事案の移送は、訂正請求を受けた行政機関等が請求に係る保有個人情報を保有しているものの、訂正・不訂正の判断については他の行政機関の長等が行うことが適当な場合に行われるものである。したがって、訂正請求を受けた行政機関等が当該訂正請求に係る保有個人情報を保有していない場合には、事案の移送の問題ではなく、不訂正決定を行う。

〔運用〕

- 移送については、担当課所において対応するものとする。
- 協議が整ったときは、移送をする行政機関の長等は、事案の移送の決定を行い、移送を受ける行政機関の長等に対し、その旨を訂正請求事案移送書（細則別記様式第 19 号）により通知するとともに、その写しを文書学事課（情報公開推進室）に送付するものとする。また、訂正請求者に対し、訂正請求事案移送通知書（細則別記様式第 20 号）により通知する。

- 3 他の行政機関の長等から移送の協議の申入れがあった場合は、移送の対象となる請求に係る個人情報に関する事務を所管する担当課所において当該協議に応じるものとする。
- 4 移送を受けた行政機関の長等は、自らの訂正決定の期限内に開示決定等をしなければならないが、この期限は、移送をした行政機関の長等に訂正請求があった日から起算される。そのため、移送の協議は、訂正請求を受け付けた後速やかに開始し、原則1週間以内に終了するものとする。
また、移送を受けた行政機関の長等は、訂正決定等を行ったときは、移送をした行政機関の長等に対して、速やかに訂正決定等の結果について連絡するものとする。
- 5 開示請求の場合と異なり、移送を受けた行政機関の長等が訂正決定を行った場合には、移送をした行政機関の長等において訂正の実施を行う。
- 6 訂正請求事案移送書の記載上の留意事項は次のとおりである。
 - (1) 「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」欄
訂正請求のあった保有個人情報の名称等を記載すること。
 - (2) 「開示請求者の氏名等」欄
 - ア 氏名
訂正請求者の氏名（代理人からの請求の場合は代理人の氏名）を記載すること。
 - イ 住所
訂正請求者の住所又は居所（代理人からの請求の場合は代理人の住所又は居所）を記載すること。
 - ウ 電話番号
訂正請求者の電話番号を記載すること。
 - エ 代理人による訂正請求の場合
本人の状況、氏名及び住所又は居所について記載すること。
 - (3) 「添付資料等」欄
訂正請求書の写し、移送前に行った訂正請求者とのやり取りの状況の概要等参考になる情報を添付し、併せて添付資料欄に記載すること。
 - (4) 「他の行政機関の長等への移送の有無」欄
訂正請求の移送を他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨を記載する。
 - (5) 「担当課（所）」欄
本庁各課室にあってはグループ名、出先機関にあっては課名まで記載すること。
- 7 訂正請求事案移送通知書の記載上の留意事項は次のとおりである。
 - (1) 「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」欄
訂正請求のあった保有個人情報の名称等を記載すること。
 - (2) 「移送をした日」欄
移送をした日を記載すること。
 - (3) 「移送の理由」欄
移送をした理由を記載すること。
 - (4) 「移送先の行政機関の長等」欄
移送先の行政機関の長等の名称並びに担当課室名、担当者名、所在地及び電話番号を記載する。また、移送先が複数の場合には、それぞれの行政機関の長等について同様に記載する。
 - (5) 「担当課（所）」欄
訂正請求を受けた行政機関等の担当課所名及びグループ名又は担当課名等を記載する。

第 97 条 保有個人情報の提供先への通知

第 97 条 行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

〔趣旨〕

本条は、訂正決定に基づく訂正の実施をした場合、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知することを定めたものである。

〔解釈〕

「必要があると認めるとき」とは、提供に係る保有個人情報の内容や提供先における利用目的を勘案して個別に判断することをいう。したがって、常に通知が義務づけられているわけではない。

〔運用〕

- 1 訂正請求に係る保有個人情報を内部の別の所属で利用している場合においても、必要があると認めるときはその旨を当該所属に対して連絡するものとする。
- 2 保有個人情報訂正実施通知書(細則別記様式第 21 号)の記載上の留意事項は次のとおりである。
 - (1) 「訂正請求に係る保有個人情報の名称等」欄
訂正請求のあった保有個人情報の名称等を記載する。
 - (2) 「訂正請求者の氏名その他の保有個人情報を特定するための情報」欄
訂正請求者の氏名その他の保有個人情報を特定するための情報を記載すること。
 - (3) 「訂正請求の趣旨」欄
訂正請求者が求める訂正請求の内容を記載すること。
 - (4) 「訂正決定をする内容及び理由」欄
訂正請求に係る保有個人情報のうち、訂正することとした保有個人情報の訂正箇所及び訂正後の情報の内容(どのように訂正したか)を記載すること。
 - (5) 「担当課(所)」欄
訂正請求を受けた行政機関等の担当課所名及びグループ名又は担当課名等を記載する。

利用停止

第 98 条 利用停止請求権

第 98 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 63 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 64 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 69 条第 1 項及び第 2 項又は第 71 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第 127 条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

〔趣旨〕

本条は、利用停止請求をすることができる者の範囲、利用停止請求の対象となる保有個人情報の範囲及び利用停止請求の期限を定めたものである。

〔解釈〕

- 1 この条の「保有個人情報」は、開示決定を受け、当該開示決定又は他の法令の規定に基づき開示を受けたものに限られる（法第 90 条第 1 項参照）。
- 2 「第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき」とは、次の場合をいう。
 - (1) 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき。
 - (2) 変更前と相当の関連性を有すると合理的に認められない利用目的の変更が行われたとき。
- 3 「第 63 条の規定に違反して取り扱われているとき」とは、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているときをいう。
- 4 「第 64 条の規定に違反して取得されたものであるとき」とは、偽りその他不正の手段により取得されているときをいう。
- 5 「第 69 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反して利用されているとき」とは、所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用されているときをいう。
- 6 「第 69 条第 1 項又は第 2 項に違反して提供されているとき」とは、所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために提供されているときをいう。
- 7 「第 71 条第 1 項の規定に違反して提供されているとき」とは、所定の事由に該当しないにもかかわらず外国にある第三者に提供されているときをいう。

〔運用〕

旧条例第 35 条第 1 項第 3 号において、保有する必要のなくなった保有個人情報を消去せずに、当該保有個人情報を保有しているときには当該保有個人情報の消去を請求できるとされていた。これは、「法第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき」に該当するため、法においても利用停止請求の対象になる。

第 99 条 利用停止請求の手續

第 99 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

〔趣旨〕

本条は、保有個人情報の利用停止請求の方法、本人等の確認のための手續及び利用停止請求書に不備がある場合の手續を定めたものである。

〔解釈〕

- 1 保有個人情報の利用停止請求は、利用停止請求権者の権利の行使として、保有個人情報を利用停止するか否かの決定という行政処分を法的に求める手續であり、場合によっては、審査請求や行政事件訴訟につながることも予想されるものである。したがって、請求権者であることやその請求に係る内容等を明確にしておく必要があるため、利用停止請求は書面を提出して行わなければならない。
- 2 「当該保有個人情報を特定するに足りる事項」とは、利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称又は記録されている行政文書等の名称等利用停止請求に係る保有個人情報の具体的な内容のほか、行政機関等の職員が、利用停止請求に係る保有個人情報を特定し得る程度の記載をいう。
- 3 「利用停止請求の趣旨」とは、法第 98 条第 1 項各号により求める措置内容であり、「理由」とは、利用停止請求者が法第 98 条第 1 項各号に該当すると考える根拠である。
- 4 「利用停止請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類」は、開示請求と同様である（政令第 29 条）。本人であることを証明する書類としては、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、旅券等を、法定代理人であることを証明する書類としては、戸籍謄本、登記事項証明書等、本人の委任による代理人であることを証明する書類としては、本人の記名及び押印がある委任状（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書の添付があるものに限る。）等がある。
- 5 「形式上の不備」とは、法第 99 条第 1 項の記載事項が記載されていない場合や本人確認書類が提示又は提出されていない場合等が該当する。利用停止請求に係る保有個人情報が法第 98 条第 1 項各号に該当しない場合（保有個人情報の開示を受けていない場合）及び開示を受けた日から 90 日を経過した後に利用停止請求がなされた場合は、形式上の不備には該当しない。
- 6 「相当の期間」とは、利用停止請求書を補正するために必要とされる合理的な期間をいう。

- 7 補正の結果、利用停止請求書の形式上の不備が修正された場合は、当初から適法な開示請求があったものとして取り扱われるものであるが、補正に要した日数は、利用停止決定等の期間には含まれない（法第 102 条第 1 項）。

〔運用〕

- 1 利用停止請求書の受付に係る事務については、開示請求書の受付に係る事務と同様である。
- 2 保有個人情報利用停止請求書（細則別記様式第 22 号）の記入上の留意点は、次のとおりである。
 - (1) 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」欄
保有個人情報の開示の実施を受けた日の記載がされていること。
 - (2) 「保有個人情報開示決定通知書の番号等」欄
保有個人情報開示決定通知書の日付及び文書番号の記載がされていること。
 - (3) 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等」欄
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称が記載されていること。
 - (4) 「利用停止請求の趣旨及び理由」欄
 - ア 利用停止請求の趣旨
各区分に応じて、該当する□に✓印が付されていること。
 - イ 利用停止請求の理由
利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠が記載されていること。
 - (5) 「本人確認等」欄
 - ア 「利用停止請求者」欄
請求者の区分に応じて、該当する□に✓印が付されていること。
 - イ 「請求者本人確認書類」欄
本人確認書類の種別に応じて、該当する□に✓印が付されていること。
 - ウ 「送付による請求の場合」欄（送付による請求の場合のみ）
送付先確認書類の種別に応じて、該当する□に✓印が付されていること。
 - エ 「代理人が請求する場合」欄（代理人による請求の場合のみ）
 - (ア) 利用停止請求に係る保有個人情報の本人が、未成年者若しくは成年被後見人又は委任者のいずれに該当するのか、該当する□に✓印が付されていること。なお、本人が未成年者である場合には、生年月日が併せて記載されていること。
 - (イ) 利用停止請求に係る保有個人情報の本人の氏名が記載されていること。
 - (ウ) 利用停止請求に係る保有個人情報の本人の住所又は居所が記載されていること。なお、代理人の住所又は居所と同様の場合は、「請求者に同じ」の記載で差し支えないこと。
 - (エ) 代理人の資格を証する書類の種別に応じて、該当する□に✓印が付されていること。

第 100 条 保有個人情報の利用停止義務

第 100 条 行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

〔趣旨〕

本条は、利用停止請求があったときの利用停止義務について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 利用停止請求があった場合、利用停止請求に理由があるかどうかを審査し、以下のとおり、保有個人情報の利用停止をする旨又はしない旨の決定を行う。
 - ① 法第 98 条第 1 項各号に規定する事由に該当しないことが判明した場合
利用停止請求に理由があると認められないため、不利用停止決定を行う。
 - ② 法第 98 条第 1 項各号に規定する事由に該当するかどうか判明しない場合
利用停止請求に理由があると認められないため、不利用停止決定を行う。
 - ③ 法第 98 条第 1 項各号に規定する事由に該当することが判明し、利用停止請求に理由があると認められる場合(利用停止請求に係る請求内容の一部について理由があると認める場合を含む)
個人情報の適正な取扱いを確保するために必要か否かの判断を行った上で、利用停止決定又は不利用停止決定を行う。なお、利用停止により事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、利用停止を行わない。
- 2 「利用停止請求に理由があると認めるとき」とは、法第 98 条第 1 項に該当する違反があるときである。その判断は、当該行政機関等の所掌事務、保有個人情報の利用目的等を考慮して行う。
- 3 「適正な取扱いを確保する」とは、法第 98 条第 1 項に該当する違反状態を是正することをいう。
- 4 「必要な限度で」とは、例えば、利用停止請求者が保有個人情報の消去を請求した場合であっても、利用の停止を行えば適正な取扱いを確保できる場合には、利用の停止を行えば足り、消去するまでの必要はないとの趣旨である。
- 5 「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」については、利用停止のもたらす支障と利用停止のもたらす利益を比較衡量しなければならない。
- 6 利用停止の効果が及ぶのは、当該保有個人情報自体であり、利用停止の前に当該保有個人情報に基づいて行政処分がなされていたとしても、当該処分の効力に当然に影響するわけではない。

〔運用〕

- 1 利用停止請求は、当該請求に係る保有個人情報についてのみ及ぶものであり、その限りにおいて利用停止義務を負うものである。したがって、ある個人からの請求に基づき保有個人情報の利用停止を行った場合に、それと同様に取り扱われている他の個人を本人とする保有個人情報について、利用停止をする義務を負うものではない。
- 2 当該請求者の権利利益を保護する必要があると考えられる場合には、利用停止決定がなされるまでの間、当該保有個人情報の一時的な利用停止も検討する必要がある。

第 101 条 利用停止請求に対する措置

第 101 条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

〔趣旨〕

本条は、利用停止決定等の内容及び通知の方法について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止する旨の決定及び全部を利用停止しない旨の決定は、開示決定等と同様、行政処分であるから、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による救済の対象となるものである。
- 2 利用停止請求に係る保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定及び全部を利用停止しない旨の決定を行う場合は、行政手続法第 8 条第 1 項の規定により理由を提示しなければならない（法第 82 条（開示請求に対する措置）参照）。
- 3 利用停止請求に基づき、当該請求内容の一部について利用停止を実施することを決定した場合（例えば、利用停止請求書には 10 か所の利用停止が記載されているが、利用停止の決定はこのうちの 5 か所だけとした場合等）には、利用停止決定を行う。また、保有個人情報の消去を求めているが利用の停止を決定する場合等のように、必ずしも請求の趣旨どおりの利用停止決定を行わなくても請求に理由があると認めて何らかの利用停止を行う場合にも、利用停止決定を行うこととなる。これらの場合、利用停止決定通知書に、不利用停止とした部分及びその理由、利用停止請求の趣旨と異なる利用停止を行うことを決定した理由等について記載する。

〔運用〕

- 1 保有個人情報の利用停止決定等に係る事務は、利用停止請求に係る保有個人情報に関する事務を所掌している課所等において行うものとし、利用停止決定等に係る決裁区分は、栃木県事務決裁及び委任規則の規定により、本庁各課室（課内室を除く。）においては課長専決、出先機関においては出先機関の長の専決となっている。
- 2 保有個人情報の利用停止決定等は、利用停止請求書が適法なものか、当該保有個人情報が法第 100 条に規定する事項に該当するか否かの判断により行うものであるが、その判断を適正に行い、制度の統一的運用を図るため、その判断に当たっては、必要に応じ、文書学事課（情報公開推進室）と事前協議を行うものとする。
- 3 利用停止請求者が代理人である場合は、利用停止決定等の通知を受け取る時点で代理人の資格を喪失している可能性も否定できないことから、必要に応じ、代理人が引き続きその資格を有しているかについて確認するものとする。
- 4 担当課所は、利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止する旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の利用停止を行うものとする。なお、利用停止の実施の方法は、次のような方法が考えられる。
 - (1) 保有個人情報の利用の停止又は提供の停止をする場合
 - ア 定期的な文書の送付を中止する方法
 - イ 保有個人情報が記録されたデータベースへのアクセスを禁止する方法

ウ 保有個人情報の記録された部分を公文書から分離し、閲覧や利用ができない状態で保管すること

(2) 保有個人情報の消去をする場合

ア 文書の当該部分を黒塗りする方法

イ 文書の当該部分を匿名化する方法

ウ 電磁的記録の当該部分を消去する方法

5 担当課所は、利用停止決定等をしたときは、決定の内容に応じて、保有個人情報利用停止決定通知書（細則別記様式第 23 号）、保有個人情報不利用停止決定通知書（細則別記様式第 24 号）により利用停止請求者に対し通知するものとする。

6 担当課所は、利用停止決定等をしたときは、各決定通知書及び利用停止請求書の写しを文書学事課（情報公開推進室）に送付するものとする。

7 各決定通知書の記載上の留意事項は、次のとおりである。

(1) 保有個人情報利用停止決定通知書

ア 「利用停止請求に係る保有個人情報の名称等」欄

特定した保有個人情報の内容を具体的に記載すること。

イ 「利用停止請求の趣旨」欄

利用停止請求者が求める利用停止請求の内容を記載すること。

ウ 「利用停止決定をする内容及び理由」欄

利用停止請求に係る保有個人情報のうち、利用停止することとした保有個人情報の利用停止箇所及び利用停止後の情報の内容（どのように利用停止するか）を記載すること。

また、利用停止請求に係る保有個人情報のうち、利用停止しないこととした保有個人情報の内容及び利用停止しないこととした理由を具体的に記載すること。

エ 「担当課（所）」欄

利用停止請求に係る保有個人情報について利用停止決定をした担当課（所）名（本庁各課室にあってはグループ名、出先機関にあっては課名）まで記載すること。

(2) 保有個人情報不利用停止決定通知書

ア 「利用停止請求に係る保有個人情報の名称等」欄

特定した保有個人情報の内容を具体的に記載すること。

イ 「利用停止をしないこととした理由」欄

利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止しない理由を具体的に記載すること。

(ア) 利用停止請求に理由があると認められない場合

事実を確認するためにどのような調査を行ったのか、調査の結果、どのような事実が判明したのか等について記載する。

(イ) 個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度を超える場合

個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度を超えると判断する具体的な理由について記載する。

(ウ) 利用停止が事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められると判断する具体的な理由について記載する。

(エ) 利用停止請求書に形式上の不備がある場合

形式的要件（必要的記載事項の記載、保有個人情報の特定等）として求められる要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。

(オ) 利用停止請求に係る保有個人情報が法第 90 条第 1 項各号に該当しない場合又は第 98 条第 3 項の期間を徒過した後に利用停止請求がなされた場合

法に基づく保有個人情報の開示を受けていない旨又は開示を受けた日から 90 日を過ぎている旨をそれぞれ記載する。

ウ 「担当課（所）」欄

利用停止請求に係る保有個人情報について不利用停止決定をした担当課（所）名（本庁各課室にあつてはグループ名、出先機関にあつては課名）まで記載すること。

第 102 条 利用停止決定等の期限

第 102 条 前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 99 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

〔趣旨〕

本条は、利用停止決定等の期限及び決定期限を延長する場合の手続について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「利用停止請求があった日」とは、利用停止請求書が利用停止決定等を行う権限のある行政機関等の事務所に「到達した日」のことを指し、「到達した日」とは、利用停止請求書が支配領域に入った日をいう。したがって、具体的には、以下ようになる。
 - ① 来所して利用停止請求を行う場合 利用停止請求者が来所して利用停止請求書を提出した日
 - ② 郵送で利用停止請求を行う場合 利用停止請求書が事務所に配達された日
- 2 決定期間は、利用停止請求があった日の翌日から起算し、30 日目に当たる日をもって満了となる。ただし、30 日目に当たる日が休日である場合は、その直後の休日でない日が満了日となる。
- 3 利用停止請求書の補正に係る手続は、開示請求の場合と同様である。
- 4 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、請求に係る保有個人情報の量の多少、請求に係る保有個人情報の利用停止・不利用停止の審査の難度のほか、他の業務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該訂正請求の事務処理が困難となるか否かにより判断する。具体的には次のような場合が考えられる。
 - ① 利用停止請求に理由があるかどうかを確認するために行う調査に時間を要する場合
 - ② 調査の結果に基づき利用停止するか否か又はどの範囲で利用停止するかの判断に時間を要する場合
 - ③ 年末・年始の休日をはさみ、実質的に事務処理を行う日数が不足する場合
 - ④ 天災等が発生した場合等予測し得ない業務が増大した場合その他特に事務が繁忙な時期に当たる場合
- 5 本条第 2 項は、30 日以内に限り利用停止決定等の期限を延長できる旨を定めており、本条第 1 項の 30 日以内と合わせると、利用停止請求があった日から最大 60 日以内となる。
- 6 30 日以内に保有個人情報の利用停止決定等を行わず、また、決定期間の延長もしなかった場合には、不作為状態となり、利用停止請求者は、行政不服審査法の規定に基づく不作為についての審査請求及び行政事件訴訟法の規定に基づく不作為の違法確認の訴えを提起することが可能となる。

〔運用〕

- 1 本条第 2 項の規定により、利用停止請求があった日から最大 60 日まで決定期間を延長することができるものであるが、必要最小限度の範囲で延長期間を設定しなければならない。

- 2 決定期間を延長したときは、利用停止決定等期間延長通知書（細則別記様式第 25 号）により利用停止請求者に対し通知するとともに、その写しを文書学事課（情報公開推進室）に送付するものとする。なお、当該通知は、第 1 項に規定する期間内（30 日以内）に行うものとする。
- 3 利用停止決定等期間延長通知書の記載上の留意事項は、次のとおりである。
 - (1) 「利用停止請求に係る保有個人情報の名称等」欄
利用停止請求のあった保有個人情報の名称等を記載すること。
 - (2) 「延長後の期間」欄
延長後の期間を記載するとともに、利用停止決定等期限についても具体的に記載すること。
 - (3) 「延長の理由」欄
延長の理由を具体的に記載すること。
 - (4) 「担当課（所）」
本庁各課室にあつてはグループ名、出先機関にあつては課名まで記載すること。

第 103 条 利用停止決定等の期限の特例

第 103 条 行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止決定等をする期限

〔趣旨〕

本条は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとき利用停止決定等の期限の特例を定めるものである。

〔解釈〕

- 1 「利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるとき」とは、利用の実態が違法といえるか否かの判断が困難で専門家の意見を聴取する必要がある場合等をいう。
- 2 「相当の期間」とは、利用停止決定等を行うに当たって必要とされる合理的な期間をいうが、期限を設けることによって請求者の立場が不安定になることを防ぐため、調査・判断等の困難性を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。

〔運用〕

- 1 保有個人情報について利用停止決定等をする期限の上限は定められていないが、当該決定をするために必要とされる合理的な期間を設定するものとする。
- 2 担当課所は、本条を適用するときは、利用停止請求者に対し利用停止決定等期限特例適用通知書（細則別記様式第 26 号）により本条を適用する旨、その理由及び保有個人情報について利用停止決定等をする期限を通知するとともに、その写しを文書学事課（情報公開推進室）に送付するものとする。
なお、当該通知は、法第 102 条第 1 項に規定する期間内（30 日以内）にしなければならない。
- 3 担当課所が、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止決定等をしたときは、利用停止決定等の内容に応じ、細則に定める各決定通知書により利用停止請求者に対し通知するとともに、その写しを文書学事課（情報公開推進室）に送付するものとする。
- 4 決定期限特例適用通知書の記載上の留意事項は、次のとおりである。
 - (1) 「利用停止請求に係る保有個人情報の名称等」欄
利用停止請求のあった保有個人情報の名称等を記載すること。
 - (2) 「法第 103 条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由」欄
法第 103 条の規定を適用する理由を具体的に記載する。
 - (3) 「利用停止決定等をする期限」欄
利用停止決定等をする期限となる日を記載する
 - (4) 「担当課（所）」欄
本庁各課室にあってはグループ名、出先機関にあっては課名まで記載すること。

審查請求

第 105 条 審査会への諮問

第 105 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この項及び第 107 条第 1 項第 2 号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 前 2 項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第 1 項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関」と読み替えるものとする。

〔趣旨〕

本条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合は、地方公共団体に置かれる審査会に諮問しなければならないこと、例外的に諮問を要しない場合及び諮問の通知をすべき者を定めたものである。

〔解釈〕

- 1 本条第 3 項の規定により、地方公共団体においては、行政不服審査法第 81 条第 1 項又は第 2 項の機関に諮問をすることになる。本県の場合、同条第 1 項の機関として、栃木県行政不服審査会が設置されているため、栃木県行政不服審査会が諮問先となる。
- 2 諮問を要しない場合は、審査請求が不適法である場合（第 2 項第 1 号）及び審査請求の全部を認容する場合（第 2 項第 2 号から第 4 号まで）である。ただし、保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合は、反対意見提出者の権利保障のため、諮問を要する。
- 3 「審査請求が不適法」とは、審査請求期間を徒過したものなど、行政不服審査法に規定する要件を具備していないことをいう。
- 4 「行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人」とは、行政機関等の開示決定等に利害関係を有する者のうち、同条第 1 項の規定により諮問庁の許可を得て参加人となった者、及び同条第 2 項の規定により諮問庁の求めに応じて参加人となった者をいう。

- 5 開示請求者等からの審査請求については、開示等をするに反対する旨の主張をする第三者が存在する場合には当該第三者が、第三者からの審査請求については、開示請求者等が参加人になり得る。なお、上記の第三者又は開示請求者等が参加人となっていない場合にも、第2項第2号及び第3号の規定により諮問をした旨の通知は必要である。第三者に意見書の提出の機会を与えることなく不開示決定を行った場合には、当該第三者に参加人として参加するか否かの意思確認をすることが適当である。
- 6 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等を不服として法的救済を受ける手続には、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の二通りがあり、いずれの方法を採るかは、法的救済を求める者の選択によることとなる。また、これら両方の手続に救済を求めることも可能であることから、当該審査請求について審議中であっても、それとは別に訴訟が提起されるということもあり得る。

〔運用〕

- 1 審査請求があったときは、的確な事務処理の進行管理を徹底することにより、可能な限り速やかに審査会に諮問する。この場合、審査請求があった日から諮問するまでに、特段の事情がない限り、遅くとも2月を超えないよう努めるものとする。

なお、「特段の事情」とは、具体的には、次のような場合をいう。

 - (1) 諮問までに一定の手続を経る必要があり、当該手続の実施に時間を要する場合
 - (2) 対象となる保有個人情報大量又は複雑であって、調査・検討に時間を要する場合
 - (3) 年末・年始の休日等をはさみ、事務処理をする日数が実質的に不足する場合
 - (4) 天災等が発生した場合等審査請求に係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙な場合
- 2 諮問は、弁明書の写しに加え、審査請求人から提出された反論書の写し及び参加人から提出された意見書の写しを添えてするものとする。ただし、審査請求人又は参加人から提出がされなかった場合は、この限りではない。
- 3 諮問庁は、栃木県行政不服審査会条例（平成28年栃木県条例第10号）第12条第1項及び第3項に規定するもののほか、審査会から求めがあったときは、諮問した事件に関する資料を提出するものとする。
- 4 担当課所は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る審査請求があったときは、直ちに、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等の再検討を行うものとする。
- 5 審査会から答申を受けた場合において、当該審査請求に対する裁決をするときは、特段の事情がない限り、遅くとも30日を超えないよう努めるものとする。
- 6 開示する旨の決定に対して第三者から審査請求があった場合には、これに対する裁決及びこれに伴う一連の手続が終了するまでの間、開示の実施を停止しなければならない。なお、この場合において、審査請求が不適法であることを理由に却下するとき又は審査請求に理由がないとして棄却するときは、法第107条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）により準用される法第86条第3項の規定が適用される。

第 106 条 地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等

第 106 条 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 17 条、第 40 条、第 42 条、第 2 章第 4 節及び第 50 条第 2 項の規定は、適用しない。

2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔趣旨〕

本条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求については、実質的な審理を審査会が行うため、審理員による審理手続を適用しないこととし、関連する条項の読み替え規定を設けたものである。

第 107 条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等

第 107 条 第 86 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
 - (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
- 2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第 4 条の規定の特例を設けることができる。

〔趣旨〕

本条は、審査請求に係る裁決により第三者の権利利益を不当に害することのないよう、第三者保護のための手続を定めたものである。

〔解釈〕

- 1 本条により準用される法第 86 条第 3 項の規定は、審査請求に対する裁決をしたときには、裁決の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置き、裁決後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知することを義務付けるものである。この手続によって、開示に反対する第三者に、取消訴訟を提起する機会が保障される。
- 2 「裁決の日」とは、裁決が審査請求人に送達された日を意味する。
- 3 本県では、行政不服審査法第 4 条の規定の特例を定めていない。

〔運用〕

開示決定に反対する第三者（第 86 条第 3 項）から審査請求があった場合、職権により当該保有個人情報の開示又は部分開示の実施を停止し、開示請求者に対しその旨を通知するものとする。

雜則

第 108 条 条例との関係

第 108 条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

〔趣旨〕

本条は、法に反しない限り、開示、訂正及び利用停止の手續並びに審査請求の手續について、条例による定めを置くことを認めたものである。

〔解釈〕

- 1 「この節」とは、法第 5 章第 4 節（開示、訂正及び利用停止）をいう。
- 2 本県では、「栃木県行政不服審査会条例」において、審査会の調査審議の手續の特例を定めている。

第 124 条 適用除外等

第 124 条 第 4 節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

2 保有個人情報（行政機関情報公開法第 5 条、独立行政法人等情報公開法第 5 条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 4 節（第 4 款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。

〔趣旨〕

本条は、法第 5 章第 4 節の規定の適用除外等について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を法第 5 章第 4 節の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるためである。
- 2 「第 4 節の規定」とは、第 76 条から第 108 条まで（開示、訂正、利用停止、審査請求について定めた規定）である。
- 3 第 1 項に該当する文書について開示請求があった場合、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による救済の対象とするため、条例の適用除外を理由として不開示決定を行う。
- 4 第 2 項の規定により保有されていないものとみなすことができるのは、法第 4 章（第 4 款を除く）の規定のみであり、それ以外の規定（安全管理措置等）は適用される。
- 5 第 2 項の規定により保有していないものとみなして不開示決定を行った場合であっても、当該不開示決定に対する審査請求があった場合は、法第 5 章第 4 節第 4 款の規定が適用される。
- 6 第 2 項の規定の適用を受ける保有個人情報であっても、分類その他の整理が行われた段階で法第 5 章第 4 節の規定が適用される。

第 128 条 行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理

第 128 条 行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

〔趣旨〕

本条は、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めることを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱い」とは、保有に至らない段階での個人情報の取扱いも含む趣旨である。
- 2 苦情の申出の方法は、書面、口頭等その形式を問わない。
- 3 苦情の多くは、個人情報の日常的な処理・利用との関連において発生するものであることから、まず、担当課室の責任において、適切かつ迅速な処理に努めることが適切かつ必要である。

〔運用〕

苦情があったときは、適切かつ迅速な処理を行い、必要な場合には、苦情申出者に対しその結果を連絡することが望まれる。

第 165 条 施行の状況の公表

第 165 条 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

〔趣旨〕

本条は、委員会が法の施行状況について各行政機関の長等に報告を求め、概要を公表しなければならないことを定めたものである。

〔運用〕

- 1 委員会への報告は、文書学事課（情報公開推進室）において取りまとめる。
- 2 県においても、法の施行状況を、文書学事課（情報公開推進室）において取りまとめ、ホームページ等で公表する。

附 則（令和 4 年栃木県条例第 42 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（栃木県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による廃止前の栃木県個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第 2 条第 1 項に規定する実施機関（以下「旧条例実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧条例実施機関の職員であった者に係る旧個人情報保護条例第 11 条の規定による職務上知り得た旧個人情報保護条例第 2 条第 2 項に規定する個人情報（以下「旧条例個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行前において旧個人情報保護条例第 12 条第 2 項の委託を受けた旧条例個人情報を取り扱う事務に従事していた者又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う県の公の施設の管理の事務に従事していた者に係る旧個人情報保護条例第 12 条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による当該事務に関して知り得た旧条例個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行前に旧個人情報保護条例第 13 条第 1 項若しくは第 2 項、第 27 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 35 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による請求がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 附則第 2 項又は第 3 項に規定する者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧条例実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第 2 条第 6 項に規定する個人情報ファイルであつて同項第 1 号に係るもの（指定管理者が県の公の施設の管理の事務に関して知り得た旧条例個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物を含む。）又はその全部若しくは一部を複製し、若しくは加工したものをこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

6 附則第 2 項又は第 3 項に規定する者が、その事務に関して知り得たこの条例の施行前において旧条例実施機関が保有していた旧個人情報保護条例第 2 条第 5 項に規定する保有個人情報（指定管理者が行う県の公の施設の管理の事務に従事していた者が当該管理の事務に関して知り得た旧条例個人情報を含む。）をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で

提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

7 この条例の施行前にした行為及び附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(栃木県行政不服審査会条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行前に旧個人情報保護条例第41条第1項の規定により栃木県行政不服審査会に諮問された事件及び附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後に同条第1項の規定により栃木県行政不服審査会に諮問された事件に係る調査審議の手続については、なお従前の例による。

〔趣旨〕

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、令和5年4月1日から地方自治体にも同法が適用されるため、栃木県個人情報保護条例の廃止並びに栃木県手数料条例及び栃木県行政不服審査会条例の一部改正を行った。その施行期日及び経過措置を定めるものである。

- 1 第1項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 第2項から第8項は、栃木県個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を定めたものである。
 - ① 旧条例で職員等に課されていた秘密保持義務や漏洩等に対する罰則を法移行後も引き続き適用するための経過措置
 - ・ 県の職員や職員であった者の秘密保持義務（第2項）
 - ・ 指定管理者又は委託業者の職員であった者の秘密保持義務（第3項）
 - ・ 第2項、第3項に規定する者が個人情報ファイルを漏洩した場合の罰則の経過措置（第5項）
 - ・ 第2項、第3項に規定する者が不正利用・盗用を行った場合の罰則の経過措置（第6項）
 - ② 旧条例の廃止前に行われた開示請求、訂正請求、利用停止請求、審査請求に関する経過措置
 - ・ 開示、訂正、利用停止、審査請求に関する経過措置（第4項）
 - ③ 旧条例の廃止前に行われた行為の処罰に関する経過措置
 - ・ 廃止前に行われた行為の処罰に関する経過措置（第7項）
- 3 第8項は、栃木県行政不服審査会条例の一部改正に伴い、審査会の調査手続に関する経過措置を定めたものである。